

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（5）（25. 1 定）			
日 時	平成 25 年 3 月 12 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 5 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、川畑副委員長、秋元・吹田・松田・酒井・ 齋藤（博）・新谷・山田各委員		
説 明 員	市長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・ 病院局経営管理各部長、保健所参事、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村委員が吹田委員に、佐々木秩委員が斎藤博行委員に、中島委員が新谷委員にそれぞれ交代いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、自民党、共産党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

○斎藤（博）委員

◎地域子育て支援センターについて

最初に、地域子育て支援センターについて何点か伺います。

平成25年度の予算には地域子育て支援センター事業費が計上されておまして、3か所の保育所名が記載されていますが、この予算がどういう形で3か所に配分されているのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

地域子育て支援センター事業費の保育所別の内訳でございますが、奥沢保育所分が273万6,100円、赤岩保育所分が239万5,900円、銭函保育所分が250万円となっております。

○斎藤（博）委員

それぞれ3分の1ぐらいで割られていますが、この数字が違う要因には一体何があるのでしょうか。主な支出というのはどういうところなのか、どういうところでこの金額の差が出ているのかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

銭函保育所は、新たに来年度からとなりますけれども、3か所の支援センターで、一律に同じ内容の事業を展開しているものではないので、そういったことで若干の違いが出てきております。例えば、子育て講座などは奥沢保育所と今回予定している銭函保育所で実施しています。また、ボランティアのサークルといったものも予定しておりますので、そういった部分で違いなども出てまいります。

また、主な支出の中身については、今、申しあげました子育て講座などを開催する際の講師の謝礼、会議等の旅費、出向きなどの事業に行きましたときに、例えば工作などを行う場合の材料、また講座を行ったときには託児をいたしますので、そういった際に若干のおやつが必要になるといった部分の食糧費、またボランティアへの通信費、子供がけがをした場合に備えて傷害保険に加入しておりますので、そういった部分の保険料、出向き事業などの際については、町内会館への使用料を支払うこととなりますので、そういったものを事業費として見ております。

○斎藤（博）委員

今の答弁のいろいろな項目を合算すると、大体250万円になるということでしょうか。一番大きな支出は何ですか。それだけで250万円ぐらいになるものなのかどうかをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

申しわけございません、答弁漏れがございました。

270万円前後から240万円前後までのうち共通してございますのが、臨時保育士1名の賃金の分ということで、およそ220万5,000円については共通の金額として計上しております。

○齋藤（博）委員

それぞれの予算から220万円ぐらいの臨時保育士の人件費を引いた部分が、先ほど言われた子育て支援事業を展開していく部分に必要な経費ということではいいですか。

○（福祉）子育て支援課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○齋藤（博）委員

今、3か所の予算について聞きましたけれども、人件費以外の部分の40万円弱で、今おっしゃっている事業をやるということですが、銭函保育所については、新年度から子育て支援センター事業を展開していくことになるということで、今ある保育所を活用して子育て支援事業を立ち上げていくのですけれども、従来から実施している赤岩保育所や奥沢保育所とほぼ同じような予算が計上されているのではないかと思いますので、改めて、子育て支援センターを立ち上げるための経費をどういうふうに見ているのかをお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

今回、銭函保育所では、先ほど申し上げました子育て講座の実施ということで、年3回ほど見ておりますし、また保育所での親子の交流ということで、保育所の開放を週2回ほど見ております。

そのほかに「げんきがまちにやってくる！」ということで、これまでも奥沢保育所や赤岩保育所で取り組んでおりましたが、これを月2回、銭函地区の町内会館を主体に行っていきたいと思っております。これまでも銭函地区においては、市民のボランティア団体が主体となりまして、銭函市民センターにおいてあそびの広場という事業を行っていただいていたところでございますが、これにつきましても継続して、今度は市の子育て支援事業という位置づけをしながら行ってまいりたいと思っております。そのほか、子育てにかかわる相談や情報誌の発行などを行っていきたく思っております。そういった事業に対応するように、先ほど申し上げました講師謝礼などの必要な部分についての予算を計上したものでございます。

○齋藤（博）委員

聞き方を変えますけれども、銭函保育所の今の施設を使って子育て支援事業を始めるということですが、具体的にどういう形で子育て支援センターの事業を行おうとしているのか、スペース的な部分についてお聞かせいただきたいと思えます。

○（福祉）子育て支援課長

特に今の施設を活用してということになりますと、保育所で、主に親子の方々を受け入れることになると思えます。そういった場合につきましては、年齢的に3歳未満児の子供を連れてくる方々が多いので、既存の保育室の活用、また現在も保育所の子供が遊戯室の一角の6畳弱ぐらいに遊びができるようなスペースをとって区画していることもございますので、そういったところを活用しながら既存の施設で開始をしていきたいと考えているところでございます。

○齋藤（博）委員

そのように場所を工夫しなければならないということは理解したのですが、ほかの保育所は今までも事業をしているので、例えば来た子供に提供するおもちゃにしても、いろいろなところに向いて講座を開くときに持っている物についても、蓄積してきている財産があるのでそれなりに持っていると思えますけれども、銭函保育所はそういうものを今は持っていないと理解しているので、そういう意味で、銭函保育所で子育て支援事業をやるための立ち上げ資金というか、何かそのために必要な絵本やおもちゃ、カップの一つについても、そういったものについての予算はどこにあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

今、委員がおっしゃいましたように町内会館や、あそびの広場で銭函市民センターなどに出向く際には、一定程

度の絵本やおもちゃなど、これまでも「げんきがまちにやってくる！」などの出向き事業の場合は持参しております。

今後については、奥沢保育所と赤岩保育所で余っているということではございませんが一定程度の蓄積もございますので、そうしたことの一定程度の貸し借りといったことで少し工夫してまいりたいと思います。また、出向き事業の際には一定の絵本やおもちゃが必要になりますので、必要な部分につきましては、引き続き財政当局への協議を図ってまいりたいというように考えております。

○齋藤（博）委員

ないということを知っていて聞くのは酷な話かもしれませんが、新規の事業をやっていくときに、場所については、今ある場所で始めざるを得なかったことについてどうこうは言いませんが、今、銭函保育所に物があり余っているとは聞いていないので、当然一定程度の必要な手だてとして、例えばいつもは250万円で済むけれども、今年だけは250万円に立ち上げ資金的なものをつけて事業が始まっていくのが普通だと思います。言葉ではいろいろと言えらると思いますけれども、実際に、今まで銭函保育所を利用していた子供たちにもかかわることですし、子供たちは迷惑だとは言わないかもしれませんが、その辺についてはきちんとした手だてをしてもらいたいと思うのですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○福祉部長

子育て支援課長は、なかなか答弁しにくかったと思うのですが、今回は銭函保育所の子育て支援センター事業を行うに当たって280万円ほどの予算要求をしたのですけれども、いろいろな全庁的な仕分の中で、予算は250万円になったものでございます。その結果については、先ほど課長が答弁したように、現状のいろいろなものを活用しながら進めていくということで考えておりますし、来年度以降、必要であれば、またそういったものは要求をしていくということで考えております。

○齋藤（博）委員

この間もこのような話をして混乱したから今日はやりませんけれども、原課で必要としている予算措置がされないまま、この間は夜間急病センターでのやりとりでも少しありましたが、今回、福祉部としては、必要な予算をつけた上で新規の事業を始めていくという立場に立っているのであれば、その辺については、工夫してやりくりしていくというのも一つの方法だとは思いますが、実際に利用する保護者や子供の立場からすると、果たしてそれでいいのかと思うのです。そういった予算については、やはりきちんと手だてをして新規事業を始めてもらいたいと思いますが、財政部長は、この辺についてどういうふうにお考えですか。今の話では、原課が希望した予算額とは少し違って予算づけされているように聞こえるのですが、どうですか。

○財政部長

財政部としては、当然、事業として上がってきたものが必要か必要ではないか、さらにどういう内容で使うのか、その辺を判断して予算をつけております。

○齋藤（博）委員

今ここで、どういったものを要求して、どこがどのように削られたかという細かい話はできないのですが、今の銭函保育所を使うのは1年限りで、次の1年は仮設ですし、新しい銭函保育所ができてくるまでの過渡的な状況だということはわかるので、スペース的にどうのこうのというところについては言うつもりはありません。しかし、保育所を新しくして、特に小さい子供を受け入れる、子供を地域で育てていく、いろいろと困ったときに子育て支援センターを活用しようとする親を受け入れる施設として新しい事業を始める際には、おもちゃの一つにしても、そういう必要な部分については手だてをしてほしいと思います。やはり実際に動かしていく職場で必要だという部分については、きちんと予算的な手だてをしてほしいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

答弁の繰り返しになるかもしれませんが、先ほど申し上げた事業でスタートをしようというふうを考えております。奥沢保育所や赤岩保育所等にあるものも一定程度借用できると思っておりますので、そういった中でできるだけ工夫をしまいたいと思っております。また、保育所の子供たちも当然おりますから、そういった面の兼ね合いも考えながら、子育て支援事業の展開に支障が出ないように必要な部分については、財政当局と協議をしていきたいという考え方でございます。

○齋藤（博）委員

少し質問の角度を変えますが、先ほど少し答弁をいただいていた部分もあるのですけれども、新しく銭函保育所の子育て支援事業として展開される平成25年度の主な事業計画として、今、決まっているものがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

先ほどの答弁と若干重複するかもしれませんが、子育て講座につきましては、年3回を予定しております。

また、あそびの広場ということで、これまで銭函市民センターでやっておりましたけれども、第1から第4の木曜日ということで、これについても継続してまいりたいと思っております。

また、外での同じく出向き事業でございますけれども、「げんきがまちにやってくる！」ということで、銭函地区の町内会館へ出向くということで、月2回ほど予定してまいりたいと思っております。

施設の開放事業としては、毎週2日間、午前中に開放事業を行いたいと思っております。

また、子育ての相談については、こうした施設の開放時や電話等でもお受けしますし、月1回の子育て支援ニュースを発行してまいりたいと思っております。

また、サークルから要請があれば、日程調整した上で育児サークルの支援にも出向いていきたいと思っておりますし、子育てボランティアの支援ボランティアの育成講座ということではげんきや風の子などと協力しながら取り組んでまいりたいというように考えております。

○齋藤（博）委員

平成24年度については、銭函保育所に子育て支援センターがないので、現場とも協議しながら進めていたと思うのですが、銭函地域では地域のボランティアの方々いろいろな角度で子育て支援にかかわる活動をしていますので、今年度実施している主なボランティア的な事業が、銭函保育所で子育て支援をやることによって、新年度はどういうふうになるのか。24年度と25年度を比べたときに、24年度はボランティアを中心に取り組んでいた部分があるので、25年度は子育て支援センターとボランティアがどういうふうに連携しながらやっていくのかというあたりについて、どういう構想をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。24年度はこういうことをやっていたし、25年度はこういうことをやっていくというように分けてもいいので、特にそのボランティアとの兼ね合いでどういった計画をお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

銭函地域につきましては、これまでも幾つかのボランティアのサークルがございまして、銭函市民センターであそびの広場を開催していただいております。こうした方々の長年の取組で定着していますので、市が子育て支援センター事業を開始するに際しましても、こうした事業は継続をするという考え方をしたところでございます。

今までですと、毎週木曜日、第5週目は除きますけれども、このうちの3回は一つのボランティアサークル、第2週目は絵本の読み聞かせサークルが担当しておりました。このたび市が事業を開始するに当たりまして、第1、第3、第4の月3回行っていたサークルについては、市の支援ボランティアという形で、これからも支援を継続していただくということで伺っております。

それからまた、第2木曜日に行っております絵本の読み聞かせサークルについては、今後も活動を継続したいと

いう意向もございましたので、こうした方々と話し合いながら、市の事業の中で一定の時間をとりながらこうした方々と協働しながら行う予定でいます。

○斎藤（博）委員

ぜひお願いしたいと思います。以前にも取り上げたことがあるのですがけれども、銭函地域で一生懸命子育てのボランティアをやっていた方々からは、市役所の存在といいますか、地域における公的保育所の役割という部分が薄いのではないかと指摘をされていた時期もありまして、今回、銭函保育所に子育て支援センターが立ち上がることについては期待されていると思います。ただ、歴史的にはボランティアの皆さんの蓄積が大きいような気がしますので、事業展開については、そうした方々の経験の話を聞きながら十分に話し合っただけで連携をとった形で取り組んでいてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

委員がおっしゃいましたとおり、銭函地域は、ボランティアの方々が先行して主体的に取り組まれているので、市の子育て支援事業の一角を実質的に担っていただいているという認識をしております。先ほども申し上げましたが、木曜日の事業に限らず、地域で長年いろいろな取組をされている方々ですので、今後また必要に応じて御協議や連携をとってまいりたいと、そのように考えています。

○斎藤（博）委員

◎新しい銭函保育所の定員について

今回の予算に銭函保育所の基本設計の委託料等が計上されていますが、いろいろと議論があったのですが、新しい銭函保育所の定数については、現時点でどういう考え方に立って新年度に向かっているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）宮本主幹

新しい銭函保育所の定員についてですが、昨年10月に桂岡町にできました認定こども園の影響を見るために、10月以降の銭函保育所の児童数の推移と平成25年度の申込み状況などを見て、定員を決めていくことにしております。

現在、25年度の申込みを受け付けているところで、3月15日が最終の締切日になっております。締切り後に第1希望、第2希望などの若干の調整が行われまして、確定するのが3月20日過ぎと聞いております。したがって、新しい銭函保育所の定員については、現在はまだ決まっておりません。

○斎藤（博）委員

新しい銭函保育所の定員は決めなければならない部分ですが、平成25年度の入所予定者を既に大体押さえていると思うのですが、銭函保育所と桂岡幼稚園の認定こども園について、現在の大体の数字があったらそれぞれお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）宮本主幹

現在押さえているのは、1回目の締切日である2月19日現在の入所申請者の児童数は、銭函保育所が67名、桂岡保育園が28名となっています。

○斎藤（博）委員

では、第2回定例会ぐらいには新しい銭函保育所の定員数が報告されてくるというような押さえでいてよろしいでしょうか。

○（福祉）宮本主幹

そのように考えております。

○斎藤（博）委員

◎福祉避難所機能確保促進事業について

次に、福祉避難所機能確保促進事業について、何点かお尋ねします。

予算が計上されているのは見ましたが、最初に、この事業の目的なり、どういったことを考えているのかということについてお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

福祉避難所の目的等についてでございますけれども、まず福祉避難所につきましては、年齢あるいは身体状況によって、一般的な避難所では安心して快適に生活できないということで、具体的に申し上げますと、高齢者や障害者などを対象としていますけれども、これらの方が避難生活をする際にできるだけ不自由なく過ごしていただくために指定し、機能等についても整備をするものでございます。

具体的に申し上げますと、バリアフリーになっていて、トイレについても障害者や高齢者であっても不自由なく使用できるといった施設でございます。小樽市が昨年来から進めておりますのは、市内にあります福祉施設で比較的広いスペースを持っている福祉法人や福祉施設と話をさせていただきまして、災害時にそのスペースを使わせていただくということを考えております。予算の具体的な内容といたしましては、そのスペースに設置する間仕切りの購入費用、250セット分として今回は250万円の予算を計上させていただきました。

○斎藤（博）委員

今、福祉施設という答弁がありました。小樽市内にはいろいろな施設があるので、具体的にはどこの施設を想定して250区画を確保していこうとしているのか。例えば赤岩方面にあるどこの施設で30区画など、具体的な施設名や地域と区画数をお聞かせいただきたいと思っております。

○（福祉）地域福祉課長

まだ、これからの協定に向けて、最後を詰めていく段階でございますので、今、具体的な施設名を申し上げることはできませんが、施設の種別で申し上げますと、障害者福祉施設で5施設、高齢者福祉施設で4施設になっています。

収容人数については、全体で250人です。

また、どの辺の地域かということについては、今はまだ整理しきれておりませんので、後ほど報告したいと思っております。

○斎藤（博）委員

そんなに深い意味ではなくて、1人当たりどのぐらいのスペースの間仕切りなのかと聞くと、例えば1平方メートルとか、まあ1平方メートルでは無理かもしれませんが、そういう面積が出てくると思います。どこかの施設に30区画をお願いするといったときには、受け入れてくれる施設のどういう場所を使うのかということを考えるのですが、外ではないと思いますので、そういうスペースがあるのかというあたりについて聞きたいのです。面積的に入らないところに間仕切りを持ち込むという話にはならないと思いますし、一方で、ではどういったところを使って、そこら辺は受け入れていただけるのだろうかというあたりも、市民の皆さんの関心があるところなので聞いたのです。その辺については、まだ具体的なお答えをいただけないということではよろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、1人当たりのスペースでございますが、厚生労働省なり北海道のマニュアルの中では、1人当たり2平方メートルから4平方メートルとなっております。これから積算しますと、今回は大体250人を考えておりますので、全体では1,000平方メートルということで、多いところでは45人の収容ですから180平方メートル、少ないところでは10人ですので、40平方メートルとなっております。

また、どういうところを想定しているのかを申し上げますと、例えば福祉施設にあるコミュニティルームという自由時間にみんなが集まって話をするようなスペース、あるいは体育館、障害者福祉施設におきましては、リハビリするような比較的広いスペースを持っている施設がありまして、そういったスペースがある市内の施設を調べま

して、これまで話をさせていただいております。

○斎藤（博）委員

地震、津波、大火事、台風などいろいろな災害があった場合に避難することが想定されるのですが、普通は市が避難所として決めている学校や町内会館などにみんなで逃げていくというか、最初から福祉避難所に向け込んでいく人というのはまずいないと思うのです。そういうふうに考えると、一つの例として、学校に集まってきたけれども、そこで生活を始めると、今おっしゃったように体が不自由だという部分や高齢だということで集団生活が困難だということで、今、準備されているようなところに移っていくことになろうかと思うのです。今、一般的な話としてどういう人が対象なのかを聞きましたが、結構な数がいる中で例えば250人とか40人という単位になったときに、あなたはこちらに行ったらどうですかということを誰が決めるのか。また、決めた方については、近くでも大変かもしれないのですが、遠い場合でも福祉避難所に連れていかなければならないのです。一人の場合もあるでしょうし、高齢者でお互いに障害を持っている家族の場合もあるのでしょうか、そういう人を搬送する必要がありますので、どういうふうに選別して決めて、決めた方を搬送するシステムをどのように考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

災害がありましたら、最初は小・中学校の体育館が一時避難所になっておりますので、そちらに避難されると思います。その中で、福祉避難所でなければ避難生活を送れないような方を誰が選別するかということですが、これまでも福祉避難所はあったほうがいいということで、小樽市でもぜひ取り組みたいというのはありましたけれども、これまでは進んでいませんでした。なぜ進まなかったのかと申し上げますと、避難生活を送る人をケアする人的要素がないということで、福祉施設の職員にしても、今、入所している方のケアで手いっぱいですし、新たに避難されてきた方を誰が面倒を見るのかというところがネックだったのです。しかし、平成23年3月、北海道災害派遣ケアチームというシステムができて、北海道が道内の各福祉施設と協定を結び、災害が起きた地域に災害のない地域から福祉施設等の人を派遣するというので、具体的にどのような方々を想定しているかといいますと、例えば介護職員、看護師、保健師、民生委員等の福祉相談活動の対応可能な者ということで、北海道から示されているのは、1チーム3名以上によって編成されると聞いております。

仮に小樽市で災害が起きた場合、北海道にお願いをしましたら、北海道でチームを編成して派遣していただけるということで、人の関係は解決しましたので、今回、具体的に予算計上をさせていただいております。

当然そのチームの中には、市の職員も入っていきますし、派遣された専門職の方と市の職員が具体的にどのような選別等を行っていくのかというのは、これから考えていかなければならないのですけれども、基本的にはそういったチームの中で選別をしていく形になります。

また、移送についてでございますけれども、これにつきましても災害の地域防災計画の中でも福祉避難所をきっかけに、具体的にどういう移送形態をとるのかというのは、今後考えていこうと思っております。

○斎藤（博）委員

そういう施設を利用させていただくというのは、スペース的な部分があって、当然そういうところに行くと、その施設のトイレを借りるとか、泊まっていれば、期間によっては風呂を貸してもらえますかという話にもなってしまうかと思うのです。もっと言うと、例えば避難所だったら炊き出しなどがあると思うのですけれども、2次避難みたいな形でそういうところに入った方については、どういったサービスが受けられて、その負担をどういうふうに考えていくのか。要するに避難所ではないのか、それとも小樽市でフォローしてくれるのか、その辺についても、もし決まっているものがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

福祉避難所に避難した際に、どのようなサービスなりを受けられるかということでございますが、細部につつま

しては、これから協定を締結するに当たって、法人側ともいろいろな話をしていかなければなりませんけれども、できるだけその施設にある食料や簡易トイレなどを使わせていただきまして、それに係る費用につきましては、災害救助法の福祉避難所を開設するレベルの災害でありますと、恐らく災害救助法の適用になると思いますので、国からの補助等もございますから、使った分は後から支払うなり、物で補充するという中で、今後は法人側と話をしていきたいと思っています。

○斎藤（博）委員

もう少し概要が固まった時点で議論させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎地域医療に係る小児救急医療支援事業と周産期医療支援事業について

最後に、地域医療について何点か伺います。

まず、小児救急医療支援事業についてですが、平成25年度は925万6,000円の予算が計上されています。24年度は924万3,000円で、23年度決算では915万8,904円ということで、大体同じような数字で推移していますが、この事業費の積算は、どういった計算に基づいて、900万円強が算出されているのかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

小児救急医療支援事業費の補助金に係る算出方法ですが、小樽市で補助金の交付要綱を定めておりまして、その中で補助金額については、北海道の小児救急医療支援事業費補助金がございます、小児の初期救急、休日と夜間にかかわるものについては、北海道から補助費が出ておりまして、事業をしているところです。まず、休日と夜間の診療日数に道で定めた単価、基本的には人件費を賄うような形の単価ですが、それに対して算定しまして、全体の補助額になってございます。本市であれば、その数字を協会病院に出していただきまして、それを予算として提案させていただいておりますので、あくまでも夜間と休日、厳密に言いますとオンコール体制の部分もあるのですが、それをあわせた診療日数に道で定めた補助単価を乗じまして、数字を出しているところでございます。

○斎藤（博）委員

そうすると、この事業の目的は、今答弁をいただいているような休日や夜間の小児救急を守っていくため、維持していただくためということで、道なり小樽市が補助金といったものに基づいてやっているということですが、具体的に925万円という数字はどのように算出したのですか。

○（保健所）保健総務課長

まず、協会病院から実際にかかっている小児科の医師、看護師、その他スタッフの職員給与費をベースに平均単価を出していただきまして、夜間、休日の稼働日数を乗じて出していただいております。その後、先ほど申しましたとおり、休日と夜間の日数は変わりませんが、道の補助単価を乗じて計算しております。あくまでも協会病院から実数を出していただいたものです。

○斎藤（博）委員

今、協会病院に対して支援する事業だという答弁をいただいたのですが、今は小樽病院も小児科を持っていますので小樽病院の状況と、小樽病院での小児科の医師確保が今後進んでいった場合、小樽病院も小児救急医療支援事業の受皿になるのかというあたりについては、どういうふうに考えるといいでしょうか。

○（樽病）事務室長

まず、小樽病院の小児科の状況ですけれども、現在は常勤医が1名なので、どうしても外来が中心となります。入院につきましては、短期間の入院の場合は対応している部分もありますけれども、重症患者などの長期間の入院が予想される場合には、市内や札幌の病院を紹介している現状にあります。

また、医師確保につきましては、病院局長から大学の医局等にいろいろなお願いをしておりますが、小児科医の確保は、現状ではなかなか難しい状況になっております。そして、将来的に確保できれば、そういう部分も検討していかなければならないとは思っておりますが、今の常勤医が1名という体制の中では、正直に考えて厳しい状況

であります。

○齋藤（博）委員

同じような医療機関への補助として、保健対策費の中に周産期医療支援事業費補助金として1,311万円の予算が計上されていますが、改めてこの事業の目的と、金額の算出方法についてお聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

周産期医療支援事業費補助金につきましては、これも協会病院に対して支援している事業でございますが、協会病院は、本市を含む後志第二次医療圏唯一の地域周産期母子医療センターということで、北海道の指定を受ける機関でございます。そういった中で、周産期医療体制の充実、また地元で出産し、安心して子育てができる環境づくりにもつながることから、周産期を担っている医療機関に北しりべし定住自立圏を構成する本市と5町村がともに財政支援をしている事業でございます。

算出方法につきましては、この事業を始めた平成22年度と23年度につきましては、小樽市を含む6市町村の出生数を乗じてそれぞれの自治体で負担をしていたところですが、今の社会情勢の中では、どう考えても出生数がどんどん減少していくということで、5町村につきましては大きな変化がないので、そのまま出生数を使って計算しておりますけれども、小樽市の分につきましては、出生数で算出する方法を見直しまして、まず産婦人科のベッド数のうち産科で利用しているベッド数の割合に私どもの定めた単価を乗じまして、一定の数字を出しています。

もう一つは、産後周産期医療の中で何か治療が必要な新生児が入院している部分につきましても、小児科のベッドとして利用している新生児の数を乗じて割合を出して、補助単価を乗じて最終的な数字を出しています。これは24年度からでございますが、本市としましては、出生数が減少する中で地域の周産期母子医療センターに対する支援を考えますと、市民が安心・安全に子供を産める環境を確保するために一定の見直しを図ったところでございます。

○齋藤（博）委員

先ほどの小児救急医療支援も周産期医療支援の考え方については、どちらも金額を決めていくときに、これから生まれてくる子供の数は少なくなる傾向が続くと思うのですが、出生率や子供の数といったものが影響することはないと理解してよろしいのでしょうか。私が心配しているのは、例えば協会病院が出産と少し問題があって生まれてくる子供の受入れを含めた周産期医療を維持するために必要な部分というのは、多少の出生数の変化では変わらないと思うので、その体制なりシステムを維持するためには、子供の減少にかかわらず、今ぐらいの金額についてはこれからも確保していくことが必要だというふうには私は考えているのですが、その辺について同じような考え方なのかどうかをお聞きしたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

今、委員がお話しされたとおりでございますが、私どもも数字については、今後、病院のベッドの利用率が変わるかもわかりませんが、当面このやり方で様子を見たいと考えておりますので、大きく出生数が下がり込んだらと、大きな変動とかという部分については、今のところ想定はしてございません。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎生活保護について

初めに、生活保護の関係ですが、先日の一般質問で、平成23年度、24年度の全体的な世帯の状況についての御答弁をいただきました。その中では世帯単位だということで、高齢者世帯、傷病者世帯、障害者世帯、母子世帯、その他の世帯ということで、24年度はまだ途中でございますけれども、全体的な中では、高齢者世帯が23年度は45パ

一セントぐらい、また今年度の 1 月末の段階でも 46 パーセントということで、ほかの対象の世帯に比べると非常に多い状況です。生活保護の関係では、母子家庭の方が大変多い状況にあるということを一般の方は考えているのですけれども、実際に世帯単位では、全体の約 11 パーセント、今年度においては 10 パーセント程度なので、10 世帯に 1 世帯しか母子世帯というのではないという感じなのです。

また、その他の世帯については、23 年度は 10 パーセントぐらいで、本年度は途中ですけれども、5 ポイント上がって 15 パーセントになっています。

ここで確認ですが、高齢者世帯というのは高齢者だけの世帯ですか。それとも高齢者がその世帯の中にいて、例えば子供などの関係者がまた別の要因でいる場合も高齢者世帯になるのですか。そういう組合せの場合は、その他の世帯になっているのかを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○(福祉)生活支援第 2 課長

ここでいう高齢者世帯といいますのは、男女ともに 65 歳以上の者のみで構成されている世帯をいいます。ほかの障害者世帯、傷病者世帯、その他世帯につきましては、世帯員の中に 65 歳以上の方がいることもあり得ます。母子世帯以外はあり得るということです。

また、65 歳以上のみで構成されている世帯にプラスして、18 歳未満の孫などがある世帯についても高齢者世帯として取り扱っています。

○吹田委員

世帯単位ということで分けられているのですけれども、今の全体の中で、低年金者で生活保護になっている方がどの程度おられるのかを確認したいと思いますが、その辺の数字は把握しているのでしょうか。

○(福祉)生活支援第 2 課長

低年金者という定義はあろうかと思いますが、収入に応じた形で数字としてはとっておりません。

○吹田委員

通常どの程度の方が、例えば年金の収入しかないということになると、60 歳を過ぎて職業がないという感じになる人もいると思うのです。こういう場合は、年金がどの程度で、実際に生活保護の関係で動く金額として、こういうときはどの程度の金額であれば、このくらいの金額が出ますという数式的なものとか、具体的な数字を何か具体的な例で示していただけるかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○(福祉)生活支援第 2 課長

平成 24 年度の基準で言いますと、60 歳から 70 歳までの単身の方で、生活費の食費、医療費、光熱費だけを考えますと 7 万 2,370 円という数字になります。ですから、収入がこれに満たない方については、生活保護を受けることもあり得るということです。それで、年金がこれに至らない方については、それ以外に何か収入があるということになると思います。

○吹田委員

基本的に国民年金の場合、単身の方で最大でどのくらいになるのですか。

○(福祉)生活支援第 2 課長

平成 24 年度の数字としては、ホームページ等のデータでいきますと 6 万 5,541 円になります。

○吹田委員

単身の方で 7 万 2,320 円よりも低くそれ以外の収入なり資産なりを持っていなければ、通常は対象になりますという感じで見ていて特に問題はないのでしょうか。

○(福祉)生活支援第 2 課長

例えば二人で暮らしていて、二人とも年金をもらっている場合であれば最低生活費を上回ると思うのですが、単身の場合であれば、年金額はその最低生活費に満たないということになるかと思っています。

○吹田委員

基本的には単身で 7 万 2,000 円ですが、国民年金で二人分を足しても、二人で生活していますから、そもそも基準が単身世帯より上がると思いますけれども、通常二人であればどの程度の金額が最低ラインとして生活保護のところにつかってくるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

60 歳から 70 歳までの方が二人で住んでいたとすると、先ほどの 7 万 2,370 円に対応する数字としては 10 万 9,440 円になります。先ほども申し上げましたが、これは冬期間等の時期によって若干変わることはあり得ます。

○吹田委員

この方々は、やはり 60 歳からとなりますと、自助努力という感じで、健康であれば年金だけの生活ではなくて、自分で何かということが想定されると思うのですが、例えば仕事などについては、生活支援課ではどのような感じで進めているのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護受給世帯の 65 歳になるまでは稼働年齢層という扱いをしていますので、私どもとしては特に傷病で働けない、障害があるなど、その他事情がなければ、65 歳になるまでは働いてくださいということで、就労についての助言・指導をしているところであります。

○吹田委員

通常、母子世帯などでも生活保護を受けている方に対しては、就労するという感じになるのですが、そういうときと同じような担当が、60 歳から 65 歳の方々の就労支援の関係をなさるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

まずは通常の担当者が、対象となる本人に就労するよという助言・指導をします。その方法としては、ハローワークに行き仕事を探すことになるのですが、なかなか仕事がない方については、生活支援課にいる就労指導員に相談をしてということで、指導しているところであります。

○吹田委員

前にも私は厚生常任委員会で、母子世帯の方々に対しての就労支援を指導する関係の方が少し厳しいという話をしたことがあるのですが、こういう 60 歳から 65 歳の方についても、そういう形で就労の関係については、自身でしっかりとやってもらいたいという指導をそれなりにやるのですか。今の答弁では指導していると言っていますが、結構それなりにしっかりとやってほしいという感じの言い方をされるのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

個々のケースによりますが、例えば仕事はできると言いつつも、学歴や資格、これまでの職歴によっては、それだけでなく年齢的になかなか仕事が見つからない状況ですので、一定の指導をする中では、すごく厳しい指導を必ずしもしているとは限らないということです。

例えば、土木作業などをずっとやっていた方が、事務の仕事ならありますと言われたところで、60 歳になってできるのかと言ったらそれはなかなか難しいですから、そのあたりも考慮しながら、そのところに応じた指導の仕方をしているところであります。

○吹田委員

私は、こういう高齢者の方々もそういう形で社会にかかわって、社会でぜひ活躍していただきたいと考えておりますし、そうすることによって、こういう公的な負担が少しでもなくなれば非常にいいと思っていますので、やはりこういうものについては、なるべく担当部局においてもそういう機会をとれるような方策を常に考えておかないとだめかと思ったりもします。シルバー人材センターなどでは、65 歳をはるかに過ぎていても一生懸命働こうということでもうまく仕事を見つける方が結構いらっしゃるという感じで見ていますので、そういう面では、その辺のと

ころについて、ぜひ私は担当部局もその辺の公共職業の関係等を含めて、よく連携をとりながらやっていただきたいと考えていますので、ぜひその辺もお願いしたいと思います。

◎サービス付き高齢者向け住宅について

次に、今、小樽市内でもだんだん動きが出てまいりましたサービス付き高齢者向け住宅についてですが、これはそもそも国が国土交通省と厚生労働省と両輪で進めているということになっているのです。本日は厚生常任委員会所管事項に関する質疑の日なので、サービス付き高齢者向け住宅は、そもそも何を目的としてやっているのかについてお聞かせ願います。

○（福祉）地域福祉課長

サービス付き高齢者向け住宅の目的でございますが、これは全国的に高齢化が急速に進む中で、あるいは団塊の世代の方が一斉に高齢世代に突入するという背景の中で、高齢の単身者あるいは夫婦のみの世帯が増加しております。日常生活に支障が出たり介護が必要になったりということで高齢者向けの住宅が必要となるのですが、全国的にもその需要に対して供給が少ないという流れの中で、いわゆる高齢者住まい法という法律が平成23年10月20日に施行されまして、そういった方々が住むための施設の供給を促進するためにこの法律を背景に、例えば建築費の補助や改修費の補助、あるいは税金の軽減といったことをしながら供給を促進するというところでございます。

それから、高齢者向けの賃貸住宅というのは、これまでも高円賃や高専賃、高優賃というように内容もそれぞれ若干違ってまして、制度的にも少し複雑だということがあったので、今回この法律の一部改正に基づきまして、高齢者向けの賃貸住宅は、サービス付き高齢者向け住宅に一本化したものでございます。

○吹田委員

これについては、今のところ都道府県単位で全ての対応をされているのですけれども、北海道の場合、建物でない部分の運営に関するものについては、福祉の所管で対応されているとなっているのですけれども、こういうところが担当するというのは、どういう意味合いで担当しているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

この制度自体は登録制度になっていまして、北海道に申請して、北海道から認可をもらうということでございます。それで経営あるいは管理に対する指導監督についても北海道が行うということで、そういった面での所管は、北海道でも福祉サイドでそういった業務を行っているというのは聞いております。一方、住宅の建築という側面もありますので、そちらのほうは北海道の建設関係部局が審査等については関係しているというふうに聞いております。

○吹田委員

小樽市内では、最近、何かそういう動きがあったのですけれども、サ高住というのは、実際にはどの程度の箇所数で、部屋数などはどの程度なのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

施設の数で言いますと、現在、建物としては4施設ございます。戸数としましては、全体で申し上げますと160戸ほどございます。

○吹田委員

市が直接的に管理・監督をするものではないので、私から質問していいかどうかという問題はありますが、今の160戸ほどで大体充足されているのでしょうか。それともそういう点ではあまりなっていないのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

その前に、先ほどの答弁で160戸ほどと申し上げましたけれども、計算し直したところ190戸ほどでございます。また、入居の状態である充足率、入居率などにつきましては、申しわけありませんけれども承知しておりません。

○吹田委員

サ高住について私の認識では、そもそも介護サービスを受けている方ではなく元気な方がお住まいで、食事や住居の関係など、ふだんの生活のサービスの部分について対応することになっていると思うので、今後そういう面では、この方々が住んでいながら介護保険を使う可能性が非常にあると思っているのですが、この辺について、関係部局ではどのように見ているのですか。

また、サ高住については、市内の方以外は入れませんということではないですから、金額的にも自分たちの年金の中でできるといったいいところがあると、結構市外から来ることもあると考えているのですけれども、その辺も含めて、これからのそういう介護的な部分についてどのように見ているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

サ高住に入居している方で介護保険が必要になるケースというのは、高齢者が年をとっていくと当然出てくるケースではないかと思うのです。その場合にサ高住で介護が必要になるということは、サ高住の居室が一つの在宅になりますので、そこに訪問介護なり通所介護を入れる形になりますので、サ高住に入っている居住者と外にある訪問介護事業所が通常の契約を結んで、サービスを提供するような形がサ高住の本来の姿です。

ただし、小樽市内にはサ高住にプラスして、特定介護入居者生活介護という介護のサービスをとっているサ高住が一つありますので、そこについては包括型報酬ということで、要介護1であれば1か月幾らということで、サ高住の中で介護サービスが完結するという場合もあります。ですから、サ高住の中に二通りあり、外部の事業所と委託してサービスを受ける形と、サ高住の中でサービスが完結するものがあります。

2点目についてですが、サ高住には市外の方も入居できるということで、今、委員が言われたことが全国的にも大きな問題にもなっています。例えば札幌市に大きなサ高住ができて、その近隣の市町村の高齢者がみんなそのサ高住に入って何年か後にみんなが介護を受けるようになると、その介護保険料が大幅に上がります。ですからサ高住の取扱いについては、今、サ高住が建設される市町村が国に物を申していると聞いてございます。介護保険の中には住所地特例という法律があるのですけれども、札幌市にあるサ高住に小樽市の住民が入ったときに、あくまでも小樽市が保険者ですという住所地特例を適用させるとサ高住をつくった市町村では介護保険料の高騰にはならないので、そういうことも含めて国に制度改正を呼びかけているという流れになっております。

○吹田委員

私は前にも言ったのですけれども、この法律をつくった段階で国は100万戸を目指すということでやりましたが、こういうふうに目標を大きくすれば、それがそのままいくかというのは大きな間違いでもあるのです。高級な高齢者住宅は、札幌市にいっぱいありますが、一般の方はとても入れないので、サ高住については非常に廉価な形で国は考えていますし、事業者もそういう形で対応しようということでやっていますので、利用する方が恐らくいるであろうと考えるのです。そういう面では、今後の介護保険の関係というのは、必ずそれに付随してくるであろうと思いますので、私はこの問題については、サ高住は全国にできていますし、小樽にもまだまだできると思いますので、そういうときに厚生常任委員会にかかわる部分も大きく出てくると思うので、そういう意味ではしっかりとした形で対応をしながら、市民の生活をという形で考えるのですけれども、この辺の取組については、いかがなものでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

サ高住の建設につきましては、一応福祉施設ではございますけれども、一方では住宅の建設といった側面もございまして、そういった意味で言うと、小樽市のまちづくりにもかかわってくる可能性がございます。ですから、福祉部として委員の御質問には、何ともしろく答えにくいところがありますけれども、そういった大きな観点で、サ高住については考えていかなければならないというふうに考えております。

○吹田委員

ぜひ、これからはそういう形のものについても、ある部分では進むと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎介護保険制度の体制について

続きまして、介護保険の関係のことでと考へているのですけれども、介護というのは多くの場合、今までは施設介護、またもっと前は病院側が介護の方を医療として対応してやっていた時代もありました。今は介護保険という一つのものでございまして、そういう中で施設介護を希望される方々というのは、まだまだたくさんおられると思うのですが、そういう施設介護の関係では、今、小樽市内にどのような施設があつて、どの程度の受入れ態勢ができていのか、この辺について数字的にはどのようになつていっているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

市内の施設の受入れや定員等の御質問でございますが、まず施設の定義がなかなか難しいのですけれども、こういう介護の施設として、まずは特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養病床の3施設で説明しますと、特別養護老人ホームが4か所で402人分、老人保健施設が5か所で500人分、介護療養病床が7か所で475人分です。そのほかに入所施設としては、グループホームが39か所で745人分、地域密着型の小さい特養が2か所で58人分、今言ったもので2,180人分です。また、先ほどのサービス付き高齢者向け住宅でも説明したのですけれども、それに特定施設入居者生活介護をつけている施設があり、4か所で266人分です。入居してそこで生活して介護サービスを受けるという施設は、2,446人分が小樽市内にあるという状況でございます。

○吹田委員

こういうところにつきましては、利用する方々がどのような施設を利用したいかということと、また利用できる施設という感じでやると思うのですけれども、現在、こういう施設に入りたくても入れないため待機している方々というのは、どの程度の人数が把握されているのですか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、特別養護老人ホームの待機者については832人、老人保健施設の待機者が168人、グループホームの待機者が128人、介護療養病床についてはカウントしておりませんので、三つの施設を合わせますと1,128人の待機者がいる状況でございます。

○吹田委員

単純に計算しますと、そういう人たちの入れるところが全体で2,400人ほどということですが、待機の方が1,100人というのは、大変な人数がお待ちになつていっているという感じかと思ひます。やはり市民サイドから考へると、こういう形のところを希望される方が利用できないというのが、さまざまな政策の問題もあるかもしれないですし、要因があるのかもしれませんが、特に介護の関係では、一人一人の方々が大変な思ひをされて、家族で頑張つていらっしゃる部分が多いと思うので、その辺のところについて、やはり的確な対応をするのが大事だと思うのです。今後のそういう面での市の対応については、このような人数がいるということについて、どのような形で解消に向けた対策を打つのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

待機者の解消についてでございますが、先ほど小樽市の施設の定員の状況を説明させていただいたとおり、介護療養病床が7か所で475名分あります。この475名分が、小樽市全体の介護給付費に与える影響が非常に大きいということでございます。

また、介護療養病床は、自公政権のときに平成24年3月までに廃止になると言われていたものですが、民主党政権になつて30年3月まで延ばすということで、また自民政権になつてマニフェストを見ますと、また見直すということで、介護療養病床のあり方が決まらない状況の中で、小樽市が新たな施設に手を挙げるということは非常に

難しい状況にあります。このことについては、第 5 期介護保険事業計画を 23 年に策定しましたが、そのときに策定委員の中で施設のあり方を十分に話し合っていたいただき、介護療養病床の行方がはっきりしない中で新たな施設づくりは難しいだろうという結論になっております。

また、新たな施設をつくることによって介護給付費が上がり、市民の介護保険料がなおさら値上がりするという状況が想定できますので、今の時期は我慢する時期ではないかというふうに考えています。委員が言われるように希望する全ての人に施設を対応すべきという御意見も十分にわかるのですけれども、待機者の中にはとりあえず申し込んでおいて、入る順番が来たときに、これは特養の話ですけれども、もう少し待ってくださいという方がたくさんいらっしゃいます。1,100 名の待機者が、全て今すぐに入りたいのかというと、中身的にはそうではない部分もありますので、そういう待機者の状況、要介護度などを十分に把握しながら、今後、療養病床の行方を見て、施設整備については考えていきたいというふうに考えております。

○吹田委員

療養病床の問題は、介護保険で対応するのか、私にすれば前は健康保険で対応している部分のような感じがして、だからそれは今後の財政の関係からいったら、財政というか各保険者の関係でいったら、どちらで対応するかというのが一つの問題になるのだらうと思います。保険というのは一種の税金ですから、総額の税金がどうしてもかかるといえば、どちらかで税金を集めて何かしらやらないと、これが一つのルールでありますので、今の答弁のように待機している中でも本当の待機ではない方もいらっしゃるということを確認しましたが、ただ言えることは、的確に必要な人を必要なところでというのは絶対だと思っていますので、私は、そのときにどうしてもという方については、優先的にきちんと対応していると思うのですけれども、そういう形でやっていただけることが必要かと思っています。

また、どちらにしても、私は本当に高齢の方々が老老介護で倒れてしまうというような形になるのは、社会的にも非常に問題があるところでございますので、この辺を含めて、私はやはり行政として、そういう部分をきちんと見ていただきながら対応してあげたらどうかと考えますので、ぜひこれからもその部分をよろしくお願ひしたいと思ひます。一応これについては、私のお願いでありますので、答弁は必要ありませんのでこれで終わります。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

◎がん検診推進事業について

がん検診推進事業について質問させていただきます。

まず、この事業がどのような事業なのか、御説明をお願いいたします。

○（保健所）保健総務課長

本事業は、特定の年齢に達した男女に対しまして、がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、各種がん検診における受診促進を図るものです。具体的に言いますと、男女が大腸がん検診、女性は子宮がん検診と乳がん検診であります。

○酒井委員

ここ 3 年程度の受診率について、上昇しているのか、横ばいなのか、その辺の数字をお示しいただき、簡単に説明していただきたいと思ひます。

○（保健所）健康増進課長

過去 3 年間の検診受診率について答弁いたします。胃がん検診につきましては、平成 21 年度が 9.4 パーセント、22 年度、23 年度が 8 パーセントで、全国、全道よりも低い受診率となっております。

大腸がん検診につきましては、21年度16.5パーセント、22年度16.2パーセント、23年度は19.4パーセントと受診率は増加しており、全国、全道より高い受診率となっております。

肺がん検診は、21年度13.3パーセント、22年度11.3パーセント、23年度は10.6パーセントで、こちらは下がっており、全国、全道よりも低い状況となっております。

子宮がん検診につきましては、21年度36.6パーセント、22年度45.6パーセント、23年度41パーセントということで、22年度から比較しますと下がっております。こちらの23年度は、全国、全道よりは高い受診率となっております。

乳がん検診は、21年度31.9パーセント、22年度30パーセント、23年度34.8パーセントで、こちらの受診率は増加しており、全国、全道より高い受診率となっております。

○酒井委員

伸びているところもあれば、下がっているところもあるということですが、がん検診推進事業費ということで予算がついておりますけれども、前年度予算の3,772万3,000円に対しまして、本年度は2,918万8,000円ということで、予算が若干少なくなっていると思います。この予算だけを見ると何か後退していくような印象を持つのですが、この辺については、どのように考えていますか。

○（保健所）保健総務課長

委員の御指摘のとおり、平成25年度の予算要求は2,918万8,000円で、24年度の当初予算が3,772万3,000円でございますので、853万円程度下がっていますが、24年度につきましては積極的に市民に受けていただくことを前提に予算を計上したところでございます。この事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり特定の年齢の対象者全員に受診券を送って個別に勧奨しているほか、さまざまな手法で勧奨しているところでございますけれども、実際に事業を実施してみましたところ、24年度はまだ終わっておりませんが、決算見込みとしては2,900万円程度でございますので、いろいろと受診勧奨をしているにもかかわらず、事業としては、3,700万円から2,900万円を差し引いた800万円程度の部分は検診を受けていただけなかったということで、この決算見込みに合わせてこのたびの予算として計上させていただいたということでございます。

○酒井委員

これまでいろいろやってこられたと思います。確かにがん検診というのは、なかなか難しいという大変ですけども、例えばインフルエンザの予防接種とは違って、やはり自分の体を自分で守るという意味合いもあって、なかなか難しい啓発活動だと思うのですが、これまでやってこられた事業内容を簡単に示していただければと思います。

○（保健所）健康増進課長

これまでの受診率の向上のための取組でございますけれども、市の広報誌、町会などへの回覧、新聞に記事を掲載していただくこと、健康教育、乳幼児健診の個別案内のときに案内文書やチラシを入れさせていただいています。また、各種保健所の事業を通してということで周知をまいりました。

○酒井委員

いろいろとやってこられているということですが、先ほどの予算の話では平成25年度は前年度より800万円程度少なくなっているので、25年度は今までやってきたことに新たな工夫をプラスしながら進めていかないといけないと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

平成25年度からは、新しく第2次健康おたる21を策定しまして、その目標にもがん検診の受診率向上を掲げております。その中では健康づくりに関する団体、それ以外のいろいろな地域の団体の皆様、企業等も含めてですが、そういう方たちと新たなネットワークづくりを進めて、その中で市民の皆様の御意見をいただきながら啓発、周知に努め、どういうものが有効なのかという検討をしながら行ってまいりたいと考えております。

それと、医療機関、医師会の医師にも御協力をいただきながら、例えば風邪で受診された方につきまして、検診をお受けになっていないのであれば勧めていただくというようなことも含めまして、25年度から新たにスタートする予定になっております。

○酒井委員

新たなチャンネルをつくって進めていくということですが、例えば保健所から中学校に出向き、がんについての講座をして、生徒にその感想を書いてもらい、それが保護者の目に触れるというふうにすると、自分で自分の身を守ることを子供から言われることで効果が出てくるような気がするのですが、そういう取組や工夫という部分では、何か考えているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

学校との連携については、第2次健康おたる21の中にも思春期の健康教育を掲げておりまして、その中では、たばこ、お酒のことを含みますし、食事の部分もトータルとしての健康づくり、また、感染症の部分も含めて自分の体の健康を考えていただくということを考えておりますし、子供を通して親へということももちろん考えております。

ということで、がんというのは、検診も一つですが、がんになるのを遅らせるという1次予防もありますので、がんのリスクが高くなるような要因につきましては、そういう中で思春期の方たちにも伝えていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

何回も繰り返しになるのですが、がん検診の啓発活動は非常に難しいと思います。直接的な働きかけではなくて、間接的な働きかけが、実は受診率を上げるきっかけになると思います。札幌市では、がんの啓発活動の取組として、例えばピンクリボンファミリーなどを活発にしていまして、その講演、講座に行きますと、やはり市民意識が非常に高く、会場も300人から400人ぐらい入るような形でやられておられます。

確かに人口からいくと全然違いますけれども、まず間接的な働きかけが意識向上につながる第一歩だと感じておりますので、ぜひ工夫して、少しでも受診率を上げる、がんになるのを少しでも遅らせるなど、健康に対する意識を向上させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山田委員

◎孤独死について

私からは、代表質問で伺った孤独死、孤立死に関連して何点かお聞きします。

今、吹田委員の質問で、介護施設の待機者が千何人で、介護サービスを受けられる施設の定員を合わせると三千五百何人になるということを知り、こういう方がそういう施設に入れば、孤独死、孤立死も少なくなるのかと自分なりに思っております。

北海道は、北海道福祉のまちづくり条例、平成21年に北海道障がい者条例、24年12月には北海道見守り共同宣言が出されています。本市でも、高齢者見守りネットワーク事業として道補助金が入っており、基金の繰入れもあると思います。本市と道がかかわるこの取組について、お聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

小樽市の見守り活動に対する道とのかかわりについてでございますけれども、今、委員からありました北海道見守り共同宣言というものが、平成24年12月14日に共同宣言されております。一番かかわりがあるのは、この共同宣言だと思いますが、内容については、24年1月に札幌市のアパートで、ライフラインがとめられたことが原因で姉妹が亡くなった痛ましい事件がありました。これをきっかけに北海道、札幌市、ライフライン事業者が情報共有等について何とか連携をとれないかということで、これまでに3回ほど会議が開かれまして、ある一定程度の方向性

は出たと聞いております。一定程度連携がとれそうだとということで終わらせるのではなく、これからもライフライン事業者と行政側がもっと連携を深めて、見守りに関するの体制づくりを進めていきたいと思いますというのが、この共同宣言であります。

今、申しあげましたライフライン事業者のほか、新聞社、日本郵便株式会社、また団体としましては、日本赤十字社や共同募金会、社会福祉協議会等の見守りに関係する団体もこの共同宣言にはかかわっております。

小樽市とのかかわりについて申し上げますと、委員がおっしゃいました見守りネットワークが21年7月に立ち上がっておりますが、ライフライン事業者との情報共有については、まだ実現には至っておりませんので、この共同宣言で、道とライフライン事業者との一定程度の方向性が見えたということで、北海道とライフライン事業者の本部と一応大まかな合意はとれたということです。小樽市のライフライン事業者ともその大きな合意の下で情報共有、あるいは連携について具体的に話すきっかけになるという感じはしております。

○山田委員

北海道の見守り共同宣言については、見守り意識の醸成、情報の提供・共有、地域でのネットワークの促進の三つが言われています。この中でも情報の共有については、本市でもなかなかうまくいっていないのですが、個人のプライバシーを固く守りますと北海道では言っていますけれども、この点について本市ではいかがでしょうか。個人のプライバシーが他人に漏れるという危機感があるので進まないような気がするのですが、その点がどうなのか聞かせていただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

個人のプライバシーの問題でございますけれども、これは小樽市に限ったことではなく、見守りに関しては、全国的にもプライバシーの問題が必ず出てきます。先ほど、北海道とライフライン事業者との3回の話し合いの中で一定程度の方向性が見えたというふうに申しあげましたけれども、これはプライバシーの扱いについても関係しておりますので、見守りに関しては、あくまでも本人の同意があった方に限って情報の共有をしようということで、見守り体制で考えますとほんの一部ですが、とりあえずその部分だけでも合意はとれたということで、私どももそれで全てだとは思いませんけれども、それをきっかけに見守り体制の構築については、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

○山田委員

この項の最後に、どれだけ進んでいるかという進捗状況について、何件中の何件ぐらいというような形でお聞かせ願えますか。

○（福祉）地域福祉課長

本市におきましては、これからライフライン事業者と話をする段階なので、まだ情報共有には至っておりませんが、事務レベルでは接触しておりますので、あまり時間をかけないで進めていきたいと思っております。

○山田委員

本当にそのような事業者、今、言われたように日赤や社会福祉協議会、ガス業界それに加え石油業界、テレビ業界、新聞社、郵便、公益法人、賃貸住宅などと今言ったような連携をしていただいて、情報の共有を通して、少しでも見守りの手から漏れていることのないように、これからもどんどん進めていただきたいと思っております。

◎環境基本計画策定事業と大気汚染監視測定機器整備事業について

次に、環境基本計画策定事業費が150万円計上されております。この部分で委員報酬等が51万8,000円、計画策定業務委託分98万2,000円とありますが、業務委託の内容についてお聞かせ願いたいと思っております。

○（生活環境）環境課長

業務委託の内容でございますけれども、本市の自然環境、生活環境、社会環境等を把握するための環境基礎調査を主なものとして業務委託をしております。今年度から平成26年度までの3か年をかけまして計画策定をする予定

でございますので、25年度分の環境基礎調査を中心とした経費として98万2,000円を計上してございます。

○山田委員

最近、こういうような環境問題を気にする市民が多くいらっしゃいます。我々が一口に環境と言ってもいろいろあると思うのですが、その業務委託がどのような内容なのか、大まかなものでいいのでお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）環境課長

平成25年度分の業務委託の内容としましては、先ほど申しましたように本市の自然環境、例えば緑、昆虫、植物、それぞれについて本市の生息状況などを把握したり、貴重種をピックアップしたり、また生活環境としましては、大気環境、水質環境というような我々の生活にかかわる部分の環境のデータのものを整理してございます。

また、社会環境としましては、本市を取り巻く産業状況ですとか、景観や歴史的資産、このようなものを含めまして調査しますが、これにはかなり専門的な部分が含まれますので、この部分を中心に業務委託することになってございます。

○山田委員

3か年ということですが、これに関しては経年変化などを含むのでしょうか。例えば、移り変わり、昔からあったものが平成24年度に比べると25年度が少なくなったとか、そういう経年の変化についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）環境課長

当然、小樽市の統計などの経緯を見ながら、そもそもの目的が、小樽市の現在の環境に対する状況の把握、課題の整理が目的ですので、そのような過去からの経過を含めて分析しようと思っています。

○山田委員

平成26年度までに策定されるというので、それまでに情報の収集をよろしく願いいたします。

また、環境保全費の大気汚染監視測定機器整備事業費には市債で430万円が計上されております。これについての内容をお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）環境課長

小樽市は、大気汚染防止法の政令市になってございまして、大気環境の常時監視を実施しております。現在、小樽市では一般環境の測定局が3局、自動車排ガスの測定局が1局、計4局の測定局がございまして、13台の測定機器を設置してございます。機械ですので、当然どんどん新しくしていかなければなりませんので、毎年計画的にその機械の更新をしております。平成25年度につきましては、SPMと呼ばれます浮遊粒子状物質、あとSOxと呼ばれます硫黄酸化物を同時に測定する機械を更新する予定でございます。

なお、今、非常に世間で話題になっております中国大陸の大気汚染、PM2.5微小粒子状物質の測定装置につきましては、今年度予算を計上しまして昨年8月28日から測定をしてございます。

○山田委員

PM2.5の話がありました。本当に今話題になっております。昨年8月から計測されていたということですが、濃度別に行動の目安が、たぶん国から環境基準という意味で決められていると思うので、この点で、国立環境研究所も調査していると思うので、この結果について、中国に近い関西方面が調査の対象になると思うのですけれども、その辺の情報が何かあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）環境課長

PM2.5の環境基準といいますのは、実は平成21年9月に新たに設置されたものでございまして、国の指導に基づきまして、22年度、23年度、24年度の3か年で、政令市はできるだけ整備をしてくださということで、小樽市は今年度整備したのでございます。その環境基準は、年間の平均値が1立方メートル当たり15マイクログラム以下、かつ1日の平均値が35マイクログラム以下になってございます。

先月、国立環境研究所で今までの測定状況をまとめた結果がございまして、PM2.5につきましては、国内で155測定局が測定しております。このうち約31パーセントに当たります48の測定局で、実は環境基準を超過している状態でございます。主な場所としましては、愛知県、広島県、香川県、福岡県など、西日本に集中しています。北海道につきましては、気象条件、偏西風の流れから外れていたり、発生源から距離もありますので、飛来することはあっても拡散するので高濃度には至らないだろうという報告もございます。

また、北海道が1月からの道内の測定値を速報値として公表してございます。全道平均値が1月は10.5マイクログラム、2月は12.3マイクログラム、3月は昨日までの結果ですが11.2マイクログラムになっております。

ちなみに小樽市の測定値は、平均値で1月は4.3マイクログラム、2月は6.5マイクログラム、3月が昨日までで5.3マイクログラムになっております。一時期、旭川市のほうで少し高濃度ということで新聞にも出ておりましたけれども、小樽市の場合、海を前に山を背負っているという地形的なものもあるのか、道内でも低いほうの数値で推移してございます。

○山田委員

本市でも昨年8月から測定されていて、小樽では1月、2月、3月で全道平均より低いというのがよくわかりました。私が聞く範囲では、科学的根拠など、アメリカではどうかという話も聞いているのですが、何かそういうPM2.5に対する注意など、例えば死亡率との因果関係ということで何か押さえていることがあれば、最後に少し聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○（生活環境）環境課長

PM2.5につきましては、新しい物質というわけではないのですが、環境基準などが設定されたのが最近になります。実際のところを言いますと、アレルギーやぜんそくを誘発するような原因物質ではないかという報告はありますけれども、実際にまだ医学的な疫学的な因果関係というのは、まだはっきりしてございません。ですが、アメリカや欧米など先進的な取組をしている基準値の厳しいほうをとりまして、先月末に環境省で外出を自粛したほうが良いという呼びかけをする数値として、1日当たりで、1日の平均値が70マイクログラムを超えた場合には、都道府県がメーンですけれども、都道府県において注意喚起をしましょうということになってございます。

○山田委員

ぜひ70マイクログラム以上にはならないように、指針についてもよろしく願います。

◎リサイクル推進費について

最後に、リサイクル推進費について伺います。

ごみ減量等市民啓発事業費として100万円が計上されております。まず、この内容についてお聞かせ願いたいと思っております。

○（生活環境）廃棄物対策課長

ごみ減量等市民啓発事業の内容でございまして、歳出といたしまして、平成26年度版の収集カレンダーの作成に係る印刷製本費が72万4,000円、通信運搬費が11万6,000円、紙やラミネートフィルムなどの消耗品費が16万円となっております。

歳入といたしまして、収集カレンダー広告料として26万円を見込んでおり、残りは一般財源となっております。

○山田委員

収集カレンダーは私も利用させていただいています。関連して、昨年の夏、小型家電のリサイクル法が成立していると聞いております。内容的には、使用済小型家電のリサイクル制度ということで、国でも詳細を決めたと聞いております。実際に4月から開始・運用されると聞いておりますが、まずその対象となる製品と、業者の選定についてお聞かせいただけますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

小型家電の対象品目は、政令によって28種類が指定されておりますが、中でも無料で引渡しが可能な品目として特定対象品目が定められております。これは具体的には携帯電話、パソコン、電話機、ファクシミリ、デジタルカメラやビデオカメラ、DVDやCDプレーヤーなどの映像音響機器、電子辞書、ゲーム機、カーナビなどが特定対象品目ということで指定されております。

また、この法律は、できるところから始めていくという促進型の制度設計となっております。具体的には、国が再資源化事業者を認定いたします。国から認定されることによって、市町村ごとに出している一般廃棄物処理業の許可が不要となりまして、これによって市町村を越えたごみの広域移動が可能となって回収が促進される制度設計となっております。法律は、4月1日に施行されますので、この後、国の認定を受けようとする再資源化事業者の申請の受付が開始されまして、6月から7月ぐらいには認定を受けた再資源化事業者名が公表されるものと考えてございます。

○山田委員

今、実際にどういうものがリサイクルの対象になるかを聞きました。携帯電話、デジタルカメラ、ファクスなどということですが、例えば、電話やファクスの中に入っている情報が、漏えいしないようなモラルハザードみたいなものというのは、その中では何かうたっているのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

国から示されたガイドラインの中で、例えばパソコンや携帯電話などの中に個人情報が入っておりますので、できるだけ使用者に事前に消していただくとともに回収の際には厳重な管理をするように自治体、あるいは再生事業者がきちんと厳重に管理をするような対策を講じるように指示をされているところでございます。

○山田委員

再度聞きますが、使用済小型家電のリサイクル制度のリサイクルについては、義務はないのですよね。また、参加に対しても何か自由と言っているのですが、その2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

法律の仕組みとしては、まずできるところから始めていくという促進型の取組になっておりまして、市町村の役割としては、努力義務になってございます。

○山田委員

努力義務ということはわかりました。本市でも、やはり優先的に取り組むべきごみの種類があると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

先ほど挙げました特定対象品目につきましては、引き渡すのに当たってお金がかからないということですので、市としても、最初に取り組みやすい品目ではないかと考えております。

○山田委員

国は2016年3月まで製品の重さで1人当たり1キログラムの回収を目指すというのですが、1人1キログラムというのは何か難しいような気がするのです。実際にこれから参加されるのは約3割という見通しがあると聞くのですが、小樽市の近郊で参加される市の例を示していただいて、認定業者についても再度聞いて、この質問は終わりたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

2016年3月まで、1人1キログラムの回収を目標としておりますが、これは1年当たり約14万トン、回収率の目標としては20パーセントという目標を設定したところ、1人1日という数字になってございます。

それから、約3割の自治体が参加するというのですが、これは国で昨年11月にアンケート調査を行っておりま

して、1,701市町村が回答しています。小型家電の取組について実施予定がありますといったところは185市町村で10.9パーセント、どちらかという実施方針ですというのが390市町村で22.9パーセント、小樽市もこの区分で回答しております。この二つの回答を合わせて33.8パーセントになってございます。

市内の他市町村の動向については、今のところ把握はしておりませんが、昨年開催された全道市長会の環境主幹者会議の議題となっております。認定再資源化事業者が具体的に決まって、どのような事業展開を考えているかがはっきりしないと動けないという市が多かったと記憶してございます。

ただ、石狩市などのように地元で大きなリサイクル業者が存在する市町村につきましては、既に先進的な取組を行っているところもあると承知しております。

○山田委員

先進的な事例もお聞かせいただきましたが、最後に、どのような選定される業者が来ているか、私も心配なところだと思うので、これを聞いて終わりにしたいと思いますので、その辺についてわかる範囲で聞かせてください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

国の認定を受ける事業者については、一つの地域に1社ということはありませんので、要は認定の基準に合致する再生事業者は全て認定されるかと思いますが、今、入っている情報では、7社ほど手を挙げているということを知っております。ただ、いろいろな会社が含まれてということで、申請をしたから全て認定をされるというわけでもございませんし、また新たなところが申請することも考えられますので、現在のところは不明というのが正しいところかと思っております。

○山田委員

こういう取組も重要だと思っております。ぜひ本市でも本当に多様な部分で推し進めていっていただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 07 分

再開 午後 3 時 24 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○川畑委員

◎聴覚障害者の火災警報器の設置について

私からは、聴覚障害者の火災警報器設置について質問します。

日本共産党の発行する3月1日の新聞に3月3日の耳の日に向けて、聴覚障害者の火災警報器の普及についての記事が載っていました。その記事では、聴覚障害者用の火災警報器は一般家庭用と比べて高額となることもあって設置率が低く、普及させるためには自治体の支援がどうしても求められると書いてありました。また、記事には、消防庁予防課の話として、住宅用火災警報器設置の義務化によって、一般家庭用の火災警報器は2012年6月の推計設置率で77.5パーセントであるが、聴覚障害者世帯の設置率は約2パーセントと低いため、今年度は身体障害者1級から6級を持つ聴覚障害者のいる生活保護世帯に設置を進めているというふうに書いてありました。

また、NPO法人の情報バリアフリー・アドバイザー中園秀喜氏の話として、聴覚障害者はこの20年間で156人以上が火災で焼死していて、被災率は聞こえる人の約2倍に達するという報告が一緒に載っています。

また、聴覚障害者世帯用の火災警報器は、一つ目には、火災感知を強力な光で知らせるもの。二つ目には、電波を送信して信号や文字で知らせるもの。三つ目には、屋外に設置して周囲に知らせるものがあります。価格は、一般用の3,000円から4,000円に比べ、1台2万円から5万円ほどと高価で、階段などの各部屋に複数設置するために割高になるということが載っていました。

そこで、小樽市の実態について伺いたいと思います。

小樽市福祉部が発行している障がい者ハンドブックには、日常生活を容易にするための用具を給付する制度があり、自立生活支援用具の中に火災警報器があります。この制度の対象者、機種のパフォーマンス、市が給付する限度額等について説明していただけますか。

○（福祉）澤里主幹

ただいま川畑委員から火災警報器について何点か質問をいただきました。

まず、この対象者についてですが、聴覚障害で等級が2級以上で、単身若しくは聴覚障害を持つ方だけの世帯を対象にさせていただきます。

次に、機種のパフォーマンスにつきましては、室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも通報ブザーで知らせることができるものになっています。

次に、給付する限度額ですが、1世帯当たり2台を上限に1台1万5,500円で申請があった場合には、給付決定をしております。

○川畑委員

今の給付額からいくと1台1万5,500円ということで、2台になると3万1,000円になりますね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

障害の等級が2級以上と表現されているのですが、これは重度障害だと思いますが、どのような状態なのかお聞かせください。また、現在、市が把握している2級以上の聴覚障害者の人数、世帯数をお知らせください。

○（福祉）澤里主幹

2級以上の状態ですが、一般的には80デシベル以上の音でないと聞こえないという状態です。わかりやすく説明すると、耳元で大声を出しても聞こえるかどうかというような聴覚の障害を持っている方の状態です。

次に、2級以上の聴覚障害者の人数、世帯数についてのお尋ねですが、2月末現在で2級以上の方は113世帯、129人になっております。

○川畑委員

2級以上となると、ほとんど聞こえないような状態だと思うのですが、今の答弁では2級以上の聴覚障害者が113世帯、129人おられるということですが、そのうち健聴者、聞こえる人と同居していない人数と世帯数をお聞かせください。

○（福祉）澤里主幹

聴覚障害者で単身の方が27世帯、聴覚障害者のみの世帯が10世帯、合わせて37世帯になっております。

○川畑委員

2級以上の聴覚障害者の単身世帯が27世帯、聴覚障害者だけの世帯が10世帯という答弁でしたが、そのうち火災報知器の設置されている世帯はどれだけあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、生活保護世帯と、それ以外の世帯に分けてお示しいただけますか。

○（福祉）澤里主幹

既に火災警報器を設置している世帯は16世帯となっています。そのうち生活保護を受けている世帯が5世帯、生

活保護を受けていない世帯が11世帯、合わせて16世帯というのが今の状況です。

○川畑委員

2級以上の聴覚障害者と耳の聞こえる健聴者が同居している世帯で、火災報知器が設置されている数は把握していますか。

○（福祉）澤里主幹

福祉部で、今、把握している世帯については、健聴者と同居している世帯5世帯に火災警報器が設置されているというふうに把握しています。

○川畑委員

5世帯ということは、市が給付している世帯と、消防庁が設置している世帯があると思うのですが、その区分けについてはわかりますか。

○（福祉）澤里主幹

私どもで設置いたしましたのが3世帯、消防庁で設置したのが2世帯になっています。

○川畑委員

これまで確認してきた中で、聴覚障害者の世帯が113世帯あり、このうち21世帯が報知器を設置していることになります。そうなりますと設置率は大体18.6パーセントくらいになると思います。設置率が高いかどうかについては、聴覚障害者の把握が市として完全にできているかどうかという問題点もあると思うのですが、その点では判断することがなかなか難しいと思います。それで、現在、市が把握している健聴者と同居していない世帯は37世帯あって、火災報知器の設置世帯が16世帯ということなので、聴覚障害者世帯用の火災警報器を設置していない世帯が21世帯あることになります。そのことに注視していかなければならないと私は思うのですが、この世帯に対する対処についての見解をお聞かせいただけますか。

○（福祉）澤里主幹

消防庁では平成23年6月から一般住宅についても義務化されているということで、普及啓発活動に努められておりますので、福祉部としましても、この21世帯につきましては、日常生活用具として火災警報器が給付されますということ、改めて知らせていきたいというふうに考えております。

○川畑委員

2級以上の聴覚障害者世帯の113世帯のうち、健聴者と同居している世帯が76世帯ありますが、同居する健聴者も年々高齢化が進んでいると思うのです。そういうことから対策が必要になってくることが予想されると思いますので、今後の課題として、積極的に検討することを期待せざるを得ないだろうと思うのですが、その辺について御意見があったらお聞かせいただいで、私の質問を終わります。

○（福祉）澤里主幹

私どもの基準としては、先ほど川畑委員からも話があったように聴覚障害者用の火災警報器については、一般と比べて非常に割高だということで、日常生活用具の給付という形で今は進めていますが、全道的あるいは全国的に見ても、2級以上の聴覚障害の単身若しくは聴覚障害者世帯のみという形で給付をしていることを考えますと、今この場で健聴者が一緒にいる世帯にまで給付の範囲を広げることについては答弁しかねるのですが、考えていかなければならない部分かとは思っております。

○新谷委員

◎福祉灯油について

初めに、福祉灯油について伺います。一般質問でも質問をしましたが、最終的に実施しないという答弁でした。繰り返しますが、12月の厚生常任委員会では、異常な高騰を見た場合は困窮度の調査が必要だと思うが、たとえ国

や道の財政支援がなくても、やらないということにはならないと答弁しております。

まず、寒さの中で必死に耐えている市民の生活状況を調査しなかったその理由は、灯油の価格が平成19年度、20年度に比べたら当時の状況にまで至っていないということでしたが、19年度の灯油価格は、12月、1月は98円台、2月は97円に下がっています。答弁にあった20年度130円というのは何月で、12月から2月は幾らだったのですか、お知らせください。

○（福祉）地域福祉課長

平成20年度の灯油価格が130円になった月は20年8月でございます。

また、20年12月から2月は幾らだったのかという御質問でございますけれども、12月が74円、1月が66円、2月が65円です。

○新谷委員

平成20年度は投機マネーの関係で夏場が高かったということがありますが、灯油を使用する厳寒期は下がっております。それに比べて今年度は12月から1月は89円から93円に上がりましたし、円安、原油高が報道されていたから当然その後も高くなると思いますが、予想していなかったという答弁でしたけれども、本当にそうなのですか。

○（福祉）地域福祉課長

福祉灯油を実施したのは、平成19年度と20年度ですが、前の月に比べて10円以上上がったのは20年度でございます。それ以降は、1か月の間に10円以上も上がることはありませんでしたから、24年度の1月から2月にかけて9円、約10円値上がりしたということで、ここ最近なかった動きでございます。確かに値下がりするという要素は限りなく薄かったのですが、ここまで値上がりに至るということは考えておりませんでした。

○新谷委員

予想しなかったということですが、市民生活を守る福祉部としては、当然そうした情勢を把握してしかるべきだと思います。恵庭市では、1月15日の灯油価格が平成19年度に近づいているということで実施を判断したわけです。1月の価格を見て、もう一度検討するということもなかったのですか。

○（福祉）地域福祉課長

1月に入りまして90円台になったということで、昨年12月の厚生常任委員会では今年度は実施しないという報告を申し上げましてからも、価格については値上がり傾向でございましたので、この1月時点でも価格については注視しておりました。また、国あるいは道の財政支援についてもいろいろと情報収集をしまいましたが、結果として、財政支援の大きな動きはなかったということで、1月時点では実施するという結論にはならなかったものでございます。

恵庭市が1月の値段で実施に踏み切ったことにつきましては、財政支援がないというのは小樽市も一緒でございますので、調べてはおりませんけれども、やはりそれなりの財政調整基金があったということが想定されます。それなりに小樽市とは違う財政状況ではなかったかと考えております。

○新谷委員

福祉灯油実施の見送りを決めた理由の一つが、今おっしゃった国や道の財政支援の目立った動きがないということでした。ところが、国の支援ですけれども、過疎債のソフト事業の中で行っているところがありますが、過疎債のソフト事業で行えることは知っていましたか。

○（福祉）地域福祉課長

過疎債の充当事業につきましては、過疎計画に登載されている事業になりますけれども、福祉灯油につきましては、過疎計画には登載しておりませんので、できることを知っていたかという御質問でございますけれども、計画に載っていない以上は、過疎債の充当までは考えておりませんでした。

○新谷委員

知らないことはなかったということですね。しかし、過疎計画を変えなければいけないということですが、その手続はそんなに難しくはないと思うのですが、それを仮に適用しますと、市の負担は平成19年度、20年度に実施したときと、そう変わらない額ではないのですか。

○（福祉）地域福祉課長

過疎債の額というのは、上限が決められていますので、要望すればするだけ過疎債がもらえるというものではないので、仮にもし過疎債を入れたとしても全額あるいは平成20年度の実負担であります700万円になるぐらいのものを入れられたかどうかというのは、ちょっと明確には答弁できかねるという答えにしかならないのかと思います。

○新谷委員

財政部にお聞きします。過疎債のソフト事業の上限額をどのように計算され、残りがいいのか伺います。

○（財政）財政課長

過疎債のソフト事業の起債の発行枠の計算方法についてであります。一応前年度の基準財政需要額と財政力指数を用いて計算される形になっております。平成24年度につきましては、発行そのものは2億1,660万円となっております。その全額につきましては今補正予算に計上しておりますけれども、一般財源と財源の振替ということで、本定例会に補正予算という形で提案をしているところでございまして、残りというものが無いというか、全額もう振替という形で予算に計上しているところでございます。

○新谷委員

確かに補正予算を見ますと、10万円の花と緑のまちづくり事業助成金にも過疎債を充てております。つまり、そのソフト事業は、既存の事業にしか充てないという方針だったのですか。

○（財政）財政課長

先ほど地域福祉課長からも答弁がありましたけれども、過疎債のソフト事業を活用するためには、活用する事業が過疎計画に登載されていなければならないことから、必然的に計画の中で計画的に実施する事業ということが位置づけられるところでございます。ですから、実施するかどうか分からない事業は計画には位置づけられないものですから、結果として既存事業になっておりますけれども、予算の段階で事業を計画に位置づけることは可能でございますので、そういう意味では、新規事業の活用が必ずしもできないということではございません。

○新谷委員

予算の段階で新規事業に使えないことはないということですね。それで、国から財政力指数が0.56以下の過疎地域、あるいはそれとみなされた市町村については加算があると思うのですが、それについて説明してください。

○（財政）財政課長

今、委員のおっしゃるとおり今年度から新たに財政力指数が0.56以下の市町村などについては、過疎債のソフトについては、総務大臣から定める額についての加算があるという通知が来ているところでございます。

ただ、今年度からこういう取扱いになっておりまして、この加算については、今のところ不透明でございまして、実際のところ配分額がどの程度になるかというのが初めからわかっているものではなくて、過疎債の枠の中で余裕があれば配分するといったものではないかと思われるところでございます。現状の段階では、加算の状況は、わかっていないところでございます。

○新谷委員

何とか市民の生活を応援するために福祉灯油の財源がないのか、厚生労働省に直接聞いてみました。厚生労働省は、福祉灯油という名目ではないという話でしたけれども、話をしているうちに北海道池田町が過疎債で福祉灯油を実施しているということがわかりました。先ほど、財政部からもありましたけれども、予算の段階で新しいもの

にも入れられないことはない。そのためには過疎計画を変更しなければならないということですが、やろうと思えばできないことではないのです。依然として灯油価格、生活環境部の調べでは3月5日時点で102円です。これから若干下がるという報道もありますけれども、例年にない寒さと、雪もこのとおりひどい状況で、市民生活も大変なのです。先日の予算特別委員会の北野委員の質問でも明らかになりましたけれども、仮に5,000円支給して6,000人の対象者で3,000万円出しても、財政再生団体になる心配はないということが明らかになったのではないですか、いかがですか。

○（財政）財政課長

財政再生団体に該当するかどうかを判断する健全化判断比率で申しますと、今、委員からありました福祉灯油を一般財源でやるか、あるいは過疎債のソフトに該当させて、そちらの起債でやるかによって少し変わってきますけれども、現時点では実質赤字比率、あと実質公債費比率のどちらかになるかと思えます。そちらの指数については、これをやったことによっても大きな影響は数値的には及ぼさないというふうに考えられますので、いきなり財政再生団体に転落するというようなことはないというふうに考えております。

○新谷委員

それでは、しきりに財政再生団体になったら大変だ大変だということは、先日の北野委員の質問でもそういうふうにおどしてはいけないと言っていました、そういうことだと思います。

困窮している市民を助ける、これが地方自治体の役割だと思います。福祉部にお聞きしますけれども、市民は福祉灯油を期待しておりましたし、一般質問で紹介したような市民の厳しい生活実態がなかったのかどうか、調査をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

生活実態の調査の関係でございますけれども、今回の灯油の高騰につきましては、私ども地域福祉課にも市民の方から何本か電話がありました。過去に高騰したときに福祉灯油を実施した実績があるので、実施するときに備えて今は買うのを控えているといった電話などがございました。ただ小樽市全体としてどれぐらい生活に困窮している方がいらっしゃるのかということについては、やはりこういった調査は必要かと思えますけれども、新谷議員の本会議の再質問にありました北海道民主医療機関連合会が5年連続で調査をしているというお話を聞きましたので、実際にどのような調査をしているのか、どういう対象者にしているのかということについてお聞きして、福祉部としても研究してまいりたいと思っております。

○福祉部長

今の御質問ですけれども、やはり市民の実態は、そうした他で道内でも調査されておりますので、そういったいろいろな情報、新聞報道、あるいは実際に私どもに入ってくる御意見、あるいは実際に灯油の価格を見ると厳しいというのが十分にわかりますので、特にその実態調査をすることがなくても、その厳しさというのは把握できるというふうに考えております。

○新谷委員

部長は、実態把握はしないとおっしゃるのですか。

○福祉部長

実態調査は、特にする考えはございませんけれども、実際に市民の皆さんの現状というのは、私どもも十分御意見等も承っておりますので、理解をしているつもりでございます。

○新谷委員

それであれば、なぜ福祉灯油の実施に踏み切らなかったのか、本当にそういうところがおかしいと思うのです。全国生活と健康を守る会が3月8日に総務副大臣にこの窮状を訴えて、福祉灯油に国の緊急支援を申し入れました。総務副大臣は、要望はよくわかるので検討したい、自治体の実施状況も調査してみたいというように述べておりま

す。総務副大臣がこういうふうに言って、全国組織である生活と健康を守る会が、既に 1 リットル 102 円を超えるところがあってアパートの階が上がるごとに配達料がプラス 50 円になるため、食費を 1 日 2 食に削っている人もいるという窮状を訴えたら、国は調査してみると言っているのです。やはりそういうことでは、小樽市としても現状はわかると言いながらも実施をしないのですから、本当にわかっているのかという疑問がありますので、ぜひ国に先んじてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○福祉部長

今回の問題は、各自治体で福祉灯油などを実施しているかどうかといった調べることを総務省でもするというので、各自治体の福祉灯油の実施状況など、あるいは実施する必要があるのかどうかといった意向なども聞いてもらい、国で、できれば財政措置などの材料に、ぜひしていただければというふうに思っています。

この国の動きですが、私どもも例えば 1 月の時点でもし国の緊急的な財政支援等が入れば、12 月の厚生常任委員会の報告にかかわらず、やはり何か検討はしなければならないという可能性は含んで持っておりました。これは恐らく小樽市だけではなく、その時点で福祉灯油を実施していない他の自治体も同じ状況だったと思います。そういう意味で、私どもも財政当局とは、今後もし国あるいは道で大幅な財政支援があった場合には、何らかの検討はしなければならないかもしれないという課題の共有はしておりましたけれども、ちょうどそのときに新政権での景気回復に向けた動きが報道されておりましたし、そういった可能性は感じてはいたところございます。

しかし、財政支援等が仮にあったとしても、その額がどのぐらいになるか、これによって各自治体では財政状況に応じて対応が変わってくる可能性は否定できないというように思っていますし、ちょうど 1 月に苫小牧市、今回は福祉灯油をしませんでしたけれども、苫小牧市議会の共産党の渡辺議員のブログを拝見しましたら、1 月に議員団で苫小牧市長に申し入れた際に苫小牧市長は、状況は十分理解できるけれども北海道の大幅な福祉灯油事業の実施がなければ市としては財政的に厳しいというコメントを言っておられて、福祉灯油を実施した市は、別に財政的な準備があったのかもしれませんが、実施しない道内の主要都市が小樽市を含めて 7 市でございますけれども、やはりそれぞれ財政的に難しい状況があって、国や道の大幅な財政支援がないと、実施は難しい状況であったのではないかとこのように考えております。

○新谷委員

先ほども財政部に聞きましたけれども、その手続は必要ですけれども、過疎債も使えないことではなかったということもありますし、もう一つ社会福祉事業資金基金というのがあります。現在 7 億 8,438 万円が財産台帳に載っていますが、こういう基金もあるのですから、これを活用するなど、まず福祉部が率先して市民の生活を応援していくという立場に立たなければならないのではないのでしょうか。そこが見えないし、私は財政部が受け付けないのだと思っていましたが、今話を聞いたら、そうではないのではないですか。やはり福祉部の仕事として、市民の暮らしを守っていく、応援していくという立場に立っているかどうかの問題だと思うのです。いろいろと財政的に厳しいというのはわかります。そういうことであるならば、早くから小樽市として他市とも連携して、国に財政支援の要望をしていくということが必要だったのではないですか。

○福祉部長

委員がおっしゃるとおり、国や道の財政支援がないと実質的には難しい状況でございますので、本会議でもそれを申し上げましたが、今回、財政支援に対する国や道への要望というのは、私どもはしていなかったといいますが、タイミングを逸していたというのがあるのですけれども、これはやはり灯油価格の動向を見ながら、必要があれば早めにしていくことが重要ではないかとこのように考えております。

○新谷委員

タイミングを逸してしまったという問題もありますけれども、今後に向けては、ぜひそういう北海道や国に要望することと同時に過疎債の適用になるかならないかということも、財政部と打合せしてほしいのですが、まずそれ

についてはいかがですか。

○福祉部長

福祉灯油に関しては、福祉部の施策というよりも、市全体の財政状況の影響が大きいものですから、これは灯油価格の動向、あるいは国や道の財政支援の動き、他市の状況なども見ながら、並行して財政部門ともふだんから話をしていくようにはしたいと思います。

○新谷委員

ここで、福祉部の考えは前向きに変わってきたと思うのですが、市長にお聞きしたいと思います。先ほど財政部から3,000万円ぐらい出しても財政再生団体への大きな影響はないという話がありました。市長の7つの重点公約の一つが高齢者や障害者が安心して暮らせる支援体制づくりですし、これは初日の提案説明で述べておられましたけれども、それを実行するためにも、ぜひ今年度はもう遅いのかもしれませんけれども、これから価格がどうなるかはまだまだわかりませんので、そういうことで今いろいろと議論をしましたが、市民生活を応援するという立場で、ぜひ実施に向けて頑張ってくださいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長

福祉灯油につきましては、今答弁させていただいたとおりであります。私自身も今年の小樽の冬が大変厳しい状況にあるということは十分承知しております。その中で、今、新谷委員がおっしゃったように、障害者や高齢者は、福祉灯油だけのことでありませんから、ほかにもっと幅広くいろいろとやっていかなければいけないことがありますので、福祉灯油だけをやってそれで済むのであれば、これは本当に楽な話でございますので、決してそういうことではないと思います。

それから、財政再生団体の話を先般もさせていただきましたけれども、私はこれ一つで財政再生団体になるとは一言も言っていないのです。これらの積み重ねが大変だということをおっしゃっているのですから、集中と選択の中で事業に取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。新谷委員のおっしゃっていることもわからないわけではないのですが、今、私どもの財政状況を考えたときに、国、あるいは道からの財政支援がない中で、これだけのものを支援できないということ、財政状況が厳しいということ、また先ほどから過疎債とおっしゃっていますけれども、過疎債は100パーセント交付してくれるのではないのです、自治体の負担もあるのですから。自治体の負担もあるということは、その積み重ねは物すごく大きいのです。だから、過疎債なら何でもいいということには決してならないと、このように私は判断をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○新谷委員

私は、何も福祉灯油だけが全てだと言っているのではないのです。今年の灯油価格の高騰で市民生活が大変だということなのです。平成19年度、20年度は国や道の支援もありましたから、さほど大きな財政出費ではなかったけれども、しかしあのときは赤字財政だったので、そういうときでも市民生活を応援してきたのです。だから、逆に市長が決断すればできることですから、いろいろな知恵を集めて応援するという、そういう立場にぜひ立っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○市長

今、一般会計が赤字であったという話がありましたけれども、私が何度も繰り返し申しておりますとおり、現在、他会計からの50億円を超す借入れの中で、今、一般会計が何とか黒字を保っているということですから、トータル的に考えたときに、必ずしも新谷委員がおっしゃるようにならぬというふうには、私は決して思っておりませんので、むしろ現在のほうが厳しいのではないかと。その中で、他会計からの借入れを行わずに、今の予算編成をやっているということですから、今は決して楽な状況で予算を執行しているということではございませんので、御理解いただきたいと思うのです。むしろその当時より、厳しいのではないかとこのように私は思っ

ておりますので、御理解いただきたいと思います。

○新谷委員

どうしても納得がいきません。確かに楽だとは思っていません、他会計からの借入れも市長がおっしゃったようにあるわけですから。しかし、市民の生活を応援していく地方公共団体の役割というのは重々おわかりだと思いますので、その点で、もし来年度の価格がぐっと下がったらやる必要はないのです。しかし、このまま続いたとしたら、やはりそれは一つの市民応援の施策として考えなければならないのではないのですか。必ずしも価格が低いのにやりなさいということではないのですよ。その辺はいかがですか。

○市長

今、市民の生活を守るということからいうと、これは財政再生団体になったら市民の生活をいろいろな意味で幅広く守れなくなるのです。ですから、私は市民の生活を守るためには、何としても財政再生団体になってはいけないということでございますので、こういう判断をしたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○新谷委員

今年度はそういう判断だということ、仕方がないとは言いませんけれども、今後についてです。今、福祉部は生活状況を調べないけれども重々わかると、それで財政部とも相談していきたいと言っているのですけれども、それを市がとめるのですか、そうではないと思いますけれども。やはり今後、灯油価格などを見て130円になることも考えられないことはないと思います。ですから、そういうときにどうするのかということ、全くやらないというふうにならないでしょうということなのですが、いかがですか。

○市長

私としては、その時々状況を見て判断をしていきたいというふうに思います。仮定で議論すると、話がうまくかみ合いませんので、その時々で判断したいと思います。当然その時々で国や道からの財政支援も必要だろうというふうに思いますし、小樽の財政状況もどうなっているかということもいろいろとございますので、その時々で判断をしていきたいというふうに思っております。

ただ、委員と同じように、私も市民の生活を守るということは市長として強く、重たく受け止めておりますので、そのように判断をしていきたいと思います。

○新谷委員

介護保険サービス利用者数等についての資料要求をしておりましたが、時間がないということですので、本日はこれで終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

市長が退席されますので、少々お待ちいただきたいと存じます。

(市長退室)

公明党の質疑に移します。

○松田委員

◎新年度からのパスポートの受付体制について

最初に、新年度からのパスポートの受付体制についてお聞きします。

今までは、北海道後志総合振興局が移動窓口ということで、週1回パスポートの窓口を開設しておりましたが、新年度から権限移譲することにより、月曜日から金曜日まで執務時間内の常設窓口を開設することになったと聞いております。この権限移譲につきましては、市から道に働きかけて権限移譲されたものなのか、道からの働きかけで権限移譲されたものなのか、その点について最初にお聞きいたします。

○（生活環境）戸籍住民課長

パスポート事務の権限移譲を受けるに至った経緯の関係でございますが、道の権限移譲方針については、平成18年3月に出されまして、それ以降、旅券法に基づくさまざまな業務について北海道から要請がございました。しかし、小樽市に権限移譲されますと、原則小樽市に住民登録のある方は小樽市役所の窓口に来て手続することになりますので、特に札幌などの小樽市外に勤務している方が、道のパスポートセンターでの手続ができなくなることから、道の要請に対してはなかなか応じることができない状況でございました。そういった中で24年3月に国の旅券事務処理マニュアルが改正されまして、北海道において居所申請ができる対象者として、これまではその他出張者、季節労働者等に限定していたものを一般の通勤者も対象に含めると拡大されましたので、そのことにより小樽市外で通勤されている方が道のパスポートセンターでこれまでと同様に手続できるようになったことから道の要請を改めて受けまして、小樽市で移譲を受けることにいたしました。

○松田委員

申請受理や交付窓口の場所は、今まで使用している1階の市民ホールになるのでしょうか。それとも戸籍住民課と同一の窓口になるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

現在、北海道のパスポート移動窓口につきましては、市役所別館1階の会計課前でございますが、今後戸籍住民課の事務として担当することになりますので、戸籍住民課のフロアの前、もう少し具体的に言いますと自動販売機の前に設置したいというふうに予定しております。

○松田委員

そうなると同じ窓口ではないことになりまして、交付には書類の審査にすごく時間がかかる上、窓口も同列の窓口と違うということになると、対応する職員が複数で必要になってくると思うのですが、戸籍住民課の職員は増員になるのでしょうか。また、正職員が対応することになるのか、人員配置についてもお聞かせ願います。

○（生活環境）戸籍住民課長

パスポート事務に関する職員体制であります。まず戸籍住民課窓口係の新たな業務として嘱託職員1名を配置したいと思っております。嘱託職員1名に対する考え方といたしましては、これまでの実績の処理件数に対しまして1日の処理件数が出されます。それに北海道から示されている1件当たりの処理時間を勘案した中で、正職員1名ではなく嘱託職員1名で対応することとしております。

しかし、このようなパスポート事務に関しては、ローマ字表記のヘボン式や本人確認、あるいは本人の自署など相当細やかに審査しなければならないので、できるだけ2名体制で対応したいと考えております。その2名体制のサポートについてですが、4月1日からしばらくは戸籍住民課の繁忙期でもありますので、嘱託職員のサポートとして、4月1日から5月上旬ぐらいまでは秘書課の主査にサポートしていただき、それ以降については戸籍住民課の係長職3名が交代でサポートする。また、その後につきましては、窓口係の職員に業務を覚えていただいて、係員にサポートしていただくという体制で考えております。

○松田委員

今までは週1回でしたが、今まではどのぐらいの人数の申請があり、今後常設ということで、今後はどのぐらいの申請者を見込んでいるのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

今までの道が窓口を開設していたときの申請件数ですが、平成23年度実績では約1,400件と聞いております。今後小樽市で月曜日から金曜日まで平日に受け付けることになりますので、銭函方面の方や市外に通勤している方は、居所申請でこれまでは札幌市に出向いていましたけれども、必要な書類として、戸籍抄・謄本を市役所でとらなければならないということになりますと、小樽市役所に来て戸籍をとるといった中では、小樽市役所に流れてくる可

能性もあります。具体的な試算はなかなか難しいのですが、23年度の実績に一定程度の上乗せされた申請数が見込まれるものと考えております。

○松田委員

パスポート関係経費として190万円が計上されておりますけれども、この内訳については、どのような中身になっていきますでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

平成25年度予算計上させていただきましたパスポート関係事務費の内訳についてであります。まず嘱託職員1名の報酬が162万9,000円、パスポート事務の研修に参加するための旅費1万3,000円、パスポート申請事務に必要な消耗品費が9万円、最後に日々受け付けたパスポートの申請書を道のパスポートセンターに郵送することになりますので、これからの経費として通信運搬費が16万8,000円、合わせて190万円でございます。

○松田委員

パスポートというと申請手数料は収入印紙や収入証紙で支払っていきまして、国や道の収入になったのですが、今後のパスポートの交付手数料は、どのような扱いになりますでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

パスポートの関係の収入についてであります。委員のおっしゃるようにパスポートの受取に当たっては、手数料としてあらかじめ収入印紙、北海道収入証紙を購入していただくという流れで、それらの手数料については小樽市に納入されるということはありません。

ただし、小樽市に入る歳入といたしましては、道の権限移譲事務の交付金要綱がございまして、パスポート申請1件当たり1,350円という積算の中で、それに前年度の申請実績件数を乗じたところの収入、平成25年度でいいますと297万円を権限移譲に伴う交付金として予算計上しております。

○松田委員

先ほどの答弁では、4月、5月の繁忙期には秘書課のサポートもあるということなので、いろいろとなれない部分もあると思いますが、よろしく願います。

◎介護保険について

次に、介護保険について質問させていただきます。

介護保険は、原則65歳から介護認定を受けることになっていると思うのですがけれども、65歳以下でも介護認定の対象になると聞いております。どういう方がその対象になるのか、その点について最初にお聞かせ願います。

○（医療保険）介護保険課長

65歳未満で介護保険のサービスを受けられる方の条件として、あらかじめ16の特定疾病が決まっています。老化が原因でなった病気、若年性認知症や脳血管疾患、パーキンソン病、がん末期などのような16の疾病があらかじめ決まっています。それにかかった場合に介護認定を受けて介護サービスを受けられる仕組みになっています。

○松田委員

65歳以下の介護認定を受けている人の人数を介護度別にお知らせ願います。

○（医療保険）介護保険課長

平成25年2月末の2号被保険者の認定人数は204人になります。要介護度別でいきますと要支援1が21人、要支援2が23人、要介護1が36人、要介護2が54人、要介護3が17人、要介護4が21人、要介護5が32人となっております。

○松田委員

小樽で一番年齢の若い介護認定者が幾つなのかお聞かせいただきたいのですが、もしわからなければ年代別に40代、50代、65歳未満ということでお示しいただきたいと思っております。

○（医療保険）介護保険課長

年代別の認定者数ですけれども、40代が 7 人、50代が 69 人、60 から 65 歳未満が 128 人、2 号被保険者で認定を受けている一番若い方は 40 歳の方がいました。この 40 歳の方というのは、恐らく 30 代に脳血管疾患等の病気を発病して、40 歳を待って認定を受けたものではないかというふうに推測しております。

○松田委員

65 歳以下でも受けられる介護サービスというのは、65 歳以上の人と変わらないのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今、委員の言うとおりの 65 歳未満も 65 歳以上も受けられるサービスに変わりはありません。

○松田委員

なぜ私がこのような質問をさせていただいたかという、先日、50 代前半で介護認定を受けている方の家族から相談を受けまして、この方は在宅で介護サービスを受けてデイサービスに通所しているそうなのですが、デイサービスに行っても 65 歳以上の人と一緒にデイサービスを受けることにはどうしても違和感があって、なかなかデイサービスに行きたがらないということで、65 歳以下の若い方を対象としたデイサービスがないのだろうかということから今の質問だったのですけれども、そういった点についてはどのように考えていますか。

○（医療保険）介護保険課長

市内にデイサービスは 42 か所あります。その中で 65 歳以下に特化した対象者を集めてデイサービスをしているという事業所は残念ながらありません。本日、委員から御質問をいただきまして、小樽市のデイサービス協議会の会長に話を聞いたところ、65 歳以下の方を集めてやっている事業所はないのですが、デイサービスの中には登録人員が 10 名くらいの小規模なデイサービスがあり、大きいところは登録人員が 40 名、50 名なのですけれども、小規模なところはわりと柔軟な対応をしまして、1 号被保険者の 65 歳になったばかりの方や 70 歳に満たない方など、1 号の中でも比較的若い方を集めてデイサービスをしているところもあるということなので、50 歳代の方がそこに入ってなじめるかどうかは別にしても、柔軟な対応をしているところの中にはあります。

ただ現状としまして、介護保険事業のデイサービスについては、65 歳以上の方を中心にサービスが展開されているのが現状です。42 か所のデイサービスがあっても、まだ 50 歳代を対象にというのができていない現状の中でサービスの質などを考えていくと、やはりそういう方のサービスに対応できるようなデイサービスもできてくるのではないかというふうに期待しているところではありますけれども、現状はそういうようなところでございます。

○松田委員

相談を受けた若い方は妻が介護しているのですが、男性で力が強いので、何か気に食わないことがあると暴れるなど抵抗するらしいのです。若いので、自分の体が不自由になったということで暴力を振るうことなどもあり、足を踏まれて骨折したという悲劇的な問題もあったものですから、今後の検討課題として、そういうことでやっていただければというふうに課題としてお願いしたいと思います。

◎介護施設におけるヒヤリ・ハットについて

次に介護施設におけるヒヤリ・ハットに関連してお聞きします。

この間、長崎県のグループホームで火事があって、多数の方が焼死したということがありました。火事の原因は別として、当直者が 1 人しかいなかったということがあって、それも問題ではなかったのかと思います。

まず、介護職員の人員配置の基準についてお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）主幹

介護施設の人員基準ですが、グループホームを例にとりますと、1 ユニット 9 人利用の場合、介護職員の配置は、日中では 3 対 1 ということで 3 人、常勤の管理者と計画作成担当で日中は 5 人です。夜間の場合は、夜間対応の介護職員が 1 人のみになります。2 ユニット 18 人利用の場合は、その倍になっています。

○松田委員

私はある介護施設の運営委員をしているのですが、その施設は2か月に1回の割合で運営委員会を開き、そこでヒヤリ・ハット事故報告というのが毎回あり、そこでは、転倒、薬の飲み間違い、違う物を何か食べてしまったという異食などの報告があります。異食については救急車で運ばれて診たところ、口の中から熱さまシートが出てきたという事故があったということがありました。職員の方によると、職員が1人になる当直の夜間帯になると、1人の人にかかわると次の見回りができないということで死角になってしまうなど、介護職員の方も本当に介護施設の利用者と介護職との板挟みになっているという話がありました。それで、介護保険課へのそういった事故やヒヤリ・ハットの報告が義務づけになっているのかどうか、この点についてお聞かせ願います。

○（医療保険）主幹

介護保険事業所の事故の報告ということですが、小樽市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要綱がありますので、それに基づいて事故が発生した場合、その都度、報告をしていただいています。

ただ、ヒヤリ・ハットについては報告義務がありませんが、市が指定する地域密着型サービス事業所については件数だけを把握しておりまして、ヒヤリ・ハットは事故件数の11倍ぐらいの件数があるというふう聞いております。

○松田委員

先ほども言いましたとおり、やはり1人体制というのは、本当にどうなのかということで、長崎県での事故の件も踏まえて、人員基準を見直す必要はないのか。これは、小樽市独自でできるものではないと承知しておりますけれども、その点についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）主幹

認知症高齢者9人を職員1人で見るというのは大変負担の大きい業務というふうに考えております。特に1ユニットのグループホームでは、夜間に何かあってもほかのユニットからの応援が受けられないので、精神的な負担も大きいものというふうに思っております。人員基準については国でも随時見直しておりまして、1ユニット1人という体制も、実際には利用者の処遇に支障がない場合は、1人の職員が2ユニットまで見ることができるというふうに、つい最近までなっていたのですけれども、昨年4月に見直しされまして、1ユニットに必ず1人はつけるようにというふうに今は変わりました。

また、介護報酬の加算についても、新たに加算の制度が設けられまして、夜勤の職員を多く配置した場合に、介護報酬が多く算定される仕組みが設けられました。平成21年4月に新設されたのですけれども、1ユニットのグループホームの場合は、職員を1人多く配置すると1か月6万7,500円の加算だったのですけれども、それだけでは1人分の職員費を全然賄えないということで、昨年4月からは、その倍の13万5,000円に増額されております。そういった見直しがされていますので、事業者の方にはぜひこういう加算制度を使って夜勤を手厚くしていただきたいというふうに働きかけていきたいというふうに思っております。

○松田委員

先ほどの熱さまシートを異食した方については、それが原因で亡くなったということではないと聞いて安心したのですけれども、先ほども言いましたとおり介護職員は、本当に神経も使うし、いろいろな意味で気苦労もあるのだらうと思います。それがなかなか定着しないで離職につながっているということもわかりますし、私が運営委員をしているところでの職員の入れ替わりが激しいのもそういうのが原因なのかと思いますので、今後ともそういう国への働きかけなどをよろしくお願ひしたいと思います。

◎障害者優先調達推進法について

最後に、国や地方公共団体、独立行政法人等が障害者等就労施設等から優先的に物品サービスを購入する努力義務が課される障害者優先調達推進法が本年4月から施行されることになったと聞いていますが、この点については

御存じだったでしょうか。

○(福祉) 澤里主幹

今、松田委員から御質問のありました障害者優先調達推進法については、平成24年6月に成立し、この4月1日から施行されるということについて承知しております。

○松田委員

これらについての周知徹底は、どのようにされていましてでしょうか。

○(福祉) 澤里主幹

北海道からも通知がありまして、市でも関係職員に周知というような通知が入ってございましたので、今後、庶務担当課長会議等を通じて、この4月以降の取扱いについて周知していきたいというふうに考えております。

○松田委員

障害者優先調達推進法についての課題などはありますでしょうか。

○(福祉) 澤里主幹

この運用に当たっての課題ということですが、地方自治法が改正されて、障害施設等々、その随意契約を結ばれる中に役務も入っているのですけれども、まず行政が、物品に限っていいますと、今、各施設で生産されているものを優先的に買えるかどうかという必要性があるものがあるかどうかという部分、また役務の部分につきましても、クリーニング的な部分しかないという状況が課題の一つかとは思いますが、やはり各施設で今後どういった取組をするのか、注視しながら研究していきたいと考えております。

○松田委員

優先調達といっても、現実を買うことについて地域福祉課がどうのこうのと言えるものではないと思いますので、今後、課題を見据えながら進めていただきたいというふうに思います。

○秋元委員

◎生活保護費不正受給について

生活保護の不正受給に関連しまして、昨年に引き続き、先日2件目となります不正受給の逮捕者が出たということで非常に驚きました。まず、今回逮捕に至った経緯をお聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉) 生活支援第2課長

今回の逮捕された人についての経緯でございますが、この方が平成21年12月に生活困窮ということで保護を開始しているところであります。その後、まもなくタクシー運転手として就労しまして、以後は給与明細を生活支援課に提出していただきまして、それに基づいて収入を認定して保護費を支給していたところでです。

ところが、23年6月に22年の収入状況調査を始めまして、その段階で本人が申告をしている額と市民税で出している金額が合わないという話になりまして、こちらで調査をした結果、10月に不正であったということが判明しました。給与明細を自分で偽造して生活支援課に提出をしていたので、非常に悪質ということで小樽警察署に相談をしまして、捜査依頼ということで23年10月に相談しまして、それ以後、資料提供などの捜査協力をしまして、今回の逮捕になったということでございます。

○秋元委員

警察で1年以上調査されていたということですね。昨日の新聞で、厚生労働省の2011年度の生活保護費の不正受給の件数が発表されていまして、全国で3万5,000件を超える不正受給があったということで、金額にして173億円、件数は前年比1万件を超える増加があったということでした。たぶん急が増えたというよりは、潜在的にあったものがいろいろな社会の状況などで、例えば、今、課長が言われたとおり取締りといいますか、そういう意識が強くなって出てきた数字だと思います。その中には不正受給の理由として、収入があるのに申告していないケースが45.2

パーセントで一番高かったということです。先ほどの答弁では本人が収入を偽っていたということですが、収入申告の指導と申しますか、ただ遅れている方もいると思うのですけれども、どのように指導をされているのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

収入には、働いた給与収入や年金収入などがございますが、まず働いている方につきましては、毎月の給与、パートの方が多くて月により額が違うことがありますので明細を提出するように、また、あわせて収入申告などもとっているところでございます。

年金を受給している方については、年金が改定になりましたら通知書などのコピーをこちらでいただいています、この形式についても指導しているところであります。

○秋元委員

今回の不正受給と思われる金額や、不正受給をしたと言われる期間については、どのぐらいなのか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

これは新聞報道の内容で申しますが、不正受給については平成22年4月から23年10月まで、不正の金額については168万円、これは小樽警察署の発表になりますけれども、その数字になっております。

○秋元委員

逮捕された方は現在どのような状況なのか。例えば、鑑別所に入るなり刑務所に入ると生活保護は受給されなくなり打切りになると思うのですが、例えば生活する基盤がない状態で拘置所なりから出てきますと、また生活保護が開始されると思うのですけれども、現在の支給状況は、どのような状況なのか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

新聞記事にもありましたとおり、不正受給というのは、本来生活保護を受ける資格がないのに生活保護費を受け取っていたということなので、最低生活費以上の収入があったということです。ですから、それが判明した時点で生活保護は廃止という形をとっています。現状については、まだ警察署で取調べということで、具体的なその内容については伺っていないところでございます。

○秋元委員

私も以前に市民の方から不正受給の話は何件もいただきまして、その中で、実は一人の方が支給打切りになったということがありました。ただ、その方が通報されて、大体3年近くかかったということもありまして、非常に時間がかかる場合もあると思うのですが、これまで不正受給が疑われるような案件などを警察に相談するようなことというのはどのぐらいあったのか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

これまで警察署に相談する事例は、ほとんどなかったのです。今回、昨年に続いて2件の逮捕者が出ましたけれども、近々ではこの2件ということです。今後につきまして申しますか、現在も随時こういうものがあれば相談を含めて検討しているところは何かあるところでございます。

○秋元委員

何件かあるということですが、件数というのはなかなか言えないのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

具体的に、例えばこの書類を出したから捜査が開始するというものではないという部分の線引きというのはありますので、具体的な数字については御了承いただきたいと思っております。

○秋元委員

たぶん警察に相談するというのは、担当課の方々が非常に悪質だと思われる場合だと思うのです。今、件数を言えないということでしたけれども、実際に受給資格があって受けている方にしてみれば、本当に肩身の狭い思いをされているという部分もありますので、先ほども言いましたが、疑われる方について、全て警察に相談とはい

かないでしょうけれども、毅然とした態度や対応で、今後もぜひ不正受給がなくなるようお願いしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

◎生活保護者緊急生活資金貸付金の状況について

続きまして、今回の予算にも計上されておりましたけれども、生活保護者緊急生活資金貸付金の状況について伺いたいのですが、今年度600万円の予算計上がされておりましたけれども、最近の予算額と実績の件数、貸し付けた金額の推移というのは、どのような状況なのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

平成22年度と23年度の実績について答弁させていただきます。

予算につきましては、22年度で680万円、貸し付けた件数が284件、金額は380万2,000円です。23年につきましては、予算が600万円、件数は308件、金額は439万3,000円となっております。

○秋元委員

以前にも伺ったことがあるのですがけれども、件数については延べということで、同じ方が再度借りている状況もあるということですが、貸付け基準や上限の金額はどういう状況ですか。

○（福祉）生活支援第2課長

まず、この貸付けをどういう人が受けられるかということですが、一つは、今、生活保護を申請して、決定するまでの間の生活費がない方、全然手持ち金がない方については、生活保護の開始決定になるまでのつなぎ資金として貸付けをしているところです。

もう一つは、既に生活保護を受けている方ですが、緊急に多額の費用を要する場合、それで私どもの生活保護費というのは、通常月に1回出していまして、急ぎの場合は週に1回出すのですがけれども、その週に1回というのも手続によっては2週間近く間があいてしまうことがございますので、すぐにでも必要という場合については、この緊急生活資金で対応しているところであります。

金額については、生活保護を受ける方の月額範囲内という決まっております。

○秋元委員

多額の費用を必要とする場合ということですが、多額の費用を必要とする場合には、具体的にどういうケースがあるのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

例えば、転居する場合やホームレスの方が生活保護申請を受けましてすぐに住居を決めなくてはならない場合、あるいは入院していて居宅がなくなっている方の退院が決まって部屋を決めなければならない場合に、今は昔と違いまして、不動産業者もまずお金を振り込まないと契約をしないという形があるものですから、以前は少し待ってもらったことなどもあったのですが、今は待ってくれない方がいるということで、そういう場合は敷金といったものが必要になる場合がありますので、この場合は金額が少し大きくなります。

○秋元委員

当然貸付金ということですから借りた以上は返していくと思うのですが、ただそれほど生活資金も多くないと思いますので、例えば多額の貸付けですと、返済方法や返済期間が決められているものなのか、たぶんそのケースによって違うとは思いますが、どのようなケースがありますか。

○（福祉）生活支援第2課長

生活保護を申請している方に貸し付けた場合は、それは生活保護が開始決定になりましたら、申請日からの生活保護費が出ますので、その中から返していただきますし、継続している方についても翌月の保護費の中から返していただくこととなります。例えば、転居などで多額の場合については一時的に立て替えますけれども、本来であれば正規に支給できることですから、その部分から返していただくということで、生活保護費の中から返していただ

いている形になっています。ただ、場合によっては、分割が必要な場合などもございますので、その場合は個々に相談に応じているところであります。

○秋元委員

実際に生活費が足りなくてお金を貸してほしいという方というのは、いらっしゃいますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

例としては少ないのですけれども、例えば月の初めに生活保護費を落としてしまったといった方につきましては、次の生活保護費が出るまで生活ができませんので、そういう場合には貸し付けるといったことがございます。

○秋元委員

1 か月分の保護費を落としてしまって借りるとなると、たぶん返すのも大変だと思うのです。予算では貸付金の部分では書いてありましたけれども、返済の状況というのは、どういう状況なのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護が継続している部分につきましては、分割であるにせよ確実に入ってくる部分であります。返ってこない例ということで申しますと、平成22年は16件、23年は35件ございました。これは年度末で締めている数字ですので、月をまたいだりする部分もあります。また、例えばホームレスで生活保護の申請をしまして、貸付けをしたのですけれども、その後、行方不明になってしまったという場合もごくまれにございまして、そういった場合については、結局生活保護も却下になりますので、返していただけないという例はございます。

○秋元委員

平成22年度が16件、23年度が35件ということで、この件数というのは、大体そういう持ち逃げといたらあれですけれども、返済されない件数になるのですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

この数字の詳しい内訳については確認していませんが、これはそれぞれ年度末の数字なので、例えば分割して年度をまたいでしまった場合については、数字としては未納で拾っている部分もありますので、これが全件そういう形ではないかと思えます。ただ、内訳については、済みませんが承知しておりません。

（「金額で言うとどうですか」と呼ぶ者あり）

平成22年度の金額で見ますと22万8,000円です。23年度は48万5,532円になります。

○秋元委員

結構大きい額ですね。先ほど、年度をまたいでという話もありましたけれども、それは確かに返済できるのであればいいのですが、その中に先ほどの答弁にあったような、もらってそのままいなくなってしまうケースの金額がどれぐらい含まれているのかということが非常に気になります。逆に言うと、そういう悪質なケースというのは、それこそ警察に対応していただく以外にないのかと思うのですけれども、たぶん生活支援課のケースワーカーの中でこういう対応ができるということはないのですよね。

○（福祉）生活支援第 2 課長

なかなか難しいところでもあります。確かにこれはれっきとした不正ですので、対応というのを考えなければならぬところですが、大体平均しますと、1人1件につき1万4,000円ぐらいの金額なのです。その中で警察の対応というのがうまくできるのかという部分については、なかなか難しいところもございまして、例えばそれよりも先ほどあったようなもっと凶悪な事件というのがありましたら、そちらを優先してやっているというのは確かでございますが、ただこれについてそのまま放置するという形にはならないと思うので、今後はやはり何か考えていかなければならないかとは思っております。

○秋元委員

ぜひ先ほどの不正受給の件もそうですけれども、結構額が大きいので、1人当たり1万4,000円ぐらいだという話

でしたけれども、平均にならせばということなのでそれ以上の方もきつっているのでしょうか、しっかり対応していただきたいということを要望して、この件は終わりたいと思います。

◎児童手当の申請手続と保健所で実施する健診との連携について

最後になりますが、先日、大阪府で児童手当の詐欺があったということで、こういうケースもあるのだというふうに非常に驚きました。その件とあわせて、その事件があって、神奈川県海老名市では乳幼児を対象とした調査などをして、例えば保健所の健康診査に合わせて対象者の調査などをした結果、海老名市は小樽市とほぼ同じぐらいの人口規模ですが、乳幼児だけの全体で5人の行方がどうなっているかわからないという記事があって、これもあわせて驚いたところです。そこでどういう方法がいいかというのは、私も、なかなかすぐには浮かばないのですが、実際に小樽市では児童手当の申請手続の流れがどういうふうになっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今、大阪府の例がございましたけれども、新たに子供が出生された場合などにつきましては、児童手当の届出が必要となります。通常は出生届を戸籍住民課に提出されますので、その際、児童手当も含めて、子供が出生した場合の手続の窓口などを案内していただき、その後、私どもの窓口に来て、児童手当の関係についての届出をしていただいているところであります。

○秋元委員

先ほども言いましたけれども、乳幼児に関しては健診があるということで、小樽市でもやられていますよね。健康診査の対象者数や受診の状況は、どのようになっていますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

お尋ねの健康診査にかかわる件でございますが、3歳児健診は保健所の最後の健診になります。平成23年度の3歳児健診を例にとりますと、健診にいらっしゃらない方が59人いらっしゃいまして、それにつきましては、各健診そうなのですけれども、どういうふうにして未受診者の方に健診へお越しいただくかということを含めて対応しています。結果的に保健所から受診の案内をしまして、その予定の日にはいらっしゃらない方につきましては、再度また手紙を送り案内をするという対策をしています。その中で最終的に状況がわからなかった方はいらっしゃいませんので、転出も含めて、あと訪問も含めて、いろいろな手法をとりまして、必ず状況把握するように努めているところでございます。

○秋元委員

今後の考え方になると思うのですが、今は手紙等を送って確認しているということで、昨年度は59人の方がいて、全て確認されたということで非常に安心したのですが、例えばこれまで確認できない場合があった際にはどのように対応されていくのか、何か決まりみたいなものはありますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

健診の未受診者の把握ということですが、詳しく説明させていただきますと、まず健診の案内をしまして、予定した日にいらっしゃらない場合は、2回目も郵便で案内いたします。そして、未受診者になりますと、きちんとリストをつくり、保育所の利用の有無を子育て支援課保育係に照会しております。保育所に入っている場合は、登園などの保育状況を確認し、3回目の健診の案内をさせていただいています。それでいらしてくださいれば、そこで確認ができますし、さらに未受診の場合は、アセスメント票をつくっております。こちらは国が示しているアセスメントシートでございますが、虐待に至るおそれのある要因、子供の虐待対応の手引、支援の必要性を判断するための一定の指針ということで、こちら子供虐待対応の手引がございまして、それに基づいて小樽市保健所未受診者リスクアセスメント票をつくります。保護者側のリスク要因としては、望まない妊娠であったとか、若年ではないかとか、愛着形成が不十分ではないかとか、精神的な不安定はどうか、母親の性格、虐待の生育歴、育児のスト

レス、育児能力、体罰をどういうふうに親が考えているかというアセスメントです。また子供側としましては、乳幼児期の健診をどう受けているか、低出生体重児ではなかったか、障害児ではないか、多胎ではないか、発達の心配はどうか、幼児環境のリスクとしては例えば未婚の方、一人の親、内縁関係、同居の関係、子連れの再婚、夫婦関係、家族問題、転居を繰り返していないか、社会から孤立していないかどうか、経済的な不安、衛生状態はどうかという家庭内の状況、これまでの健診を受けているか、兄弟姉妹の方も健診を受けているか、年齢相当の予防接種は受けているかというようなことをリスクアセスメントします。それでリスクが高い場合は、福祉部子育て支援課と情報交換をして、今後の対応を協議することになっておりますし、リスクの低い場合は、その後また健診を受けていただくということで、3歳児健診と違いますが、総合相談というのを年齢は問わず幅広くやっておりますので、そちらに案内することになっております。

また、保育所に入っていない方につきましては、電話で勧奨しております。電話番号がわからないということと、電話で連絡がとれない場合は家庭訪問をさせていただきまして、いらっしゃればお会いできますし、いらっしゃらない場合は手紙を置いて、健診の案内や保健所にこういうことで連絡をお願いしますということを案内させていただいています。それと同時に、未受診の場合はアセスメント票を用いてリスクを評価するというので、それぞれの健診について、こういう取組をして対応させていただいているところでございます。

○秋元委員

丁寧な御答弁ありがとうございます。これまでにリスクが高いと判断されて関係部署と連携して対応にあたったケースがあったのかをお聞かせいただけますか。

○（保健所）健康増進課長

これまでに子育て支援課と連携をとったことはございます。ちなみに先ほどの59人のうち、2人につきまして子育て支援課と連絡をとらせていただきました。そこで必要があればケース会議を開いて、支援をどうするかということにつきましても、保健所だけで判断するのではなくて、いろいろな方の御意見やアセスメントの結果も含めて御意見を伺いながら、トータルとして子供や家族を支援するという方向を探っていくというか、そういう方針でみんなが同じ方法で支援できるような形で話し合っていく、ケース会議を開くということになっております。

○秋元委員

当初未受診であった59人が受診されなかった理由をお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

詳しい統計はとっておりませんが、担当者から聞いた限りでは、やはり親が働いていて忙しかったということ、もともと病気があったのでほかの病院で丁寧に診ていただいたということがわかっております。また、転出された方がいらっしゃったということで、それぞれいろいろな理由があったと聞いております。中には、御本人たちは道外に引っ越しているのですけれども、転出届がなかなか出てこなかったので連絡がとれなかったという方もいらっしゃいます。

○秋元委員

今は保健所にしか聞きませんでしたけれども、今後、担当課として、こういうものを1件1件突き合わせて調べるといことはかなり難しいと思いますけれども、何かそういう調査をされる考えはありますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

当初、大阪府の関係に関連する海老名市の話がございまして、そういう関連の調査についてだと思っておりますけれども、私どもも2月中旬にこの事件の報道がされて、その後、おっしゃられました海老名市など、こういう健診を活用したといえますか、そういった調査をされているという報道を幾つか目にしております。通常、児童手当を受給している世帯から何歳かの年齢の子供を特定して突合するということはしておりませんが、最近はこのように報道がありますので、その自治体がどういう手法でそれをされているのか、そういうことは少し調べてみたい

と考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。